

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成26年9月9日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 3時52分

出席者 委 員 委員長 平池 紘 士

増山 敬之 茂呂 健市 小久保 かおる

白石 幹男 氏家 晃 天谷 浩明

永田 武志 福田 裕司

議 長 関口 孫一郎

傍聴者 大谷 好一 青木 一男 針谷 育造

広瀬 昌子 古沢 ちい子 針谷 正夫

大阿久 岩人 大川 秀子 千葉 正弘

入野 登志子 大武 真一 海老原 恵子

小堀 良江

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲葉 隆 造

課長補佐 金井 武彦 副主幹 寺内 史幸

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市民生活課長	臼井	春江
交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	村上	賢司
環境課長	金子	一彦
環境課主幹	金田	卓博
斎場整備室長	若菜	博昭
新エネルギー対策室長	落合	正人
社会福祉課長	藤田	英雄
生活福祉課長	横尾	和彦
子ども課長	小林	達博
保育課長	中野	優子
高齢福祉課長	鈴木	晴男
介護保険課長	田谷	富江
健康増進課長	大木	誠
地域医療対策室長	福原	明
岩舟総合支所生活環境課長	海老沼	文
岩舟総合支所健康福祉課長	熊倉	繁

平成26年第4回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成26年9月9日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 認定第 1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について
- 日程第 2 認定第 2号 平成25年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第 3 認定第 3号 平成25年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第 4 認定第 4号 平成25年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第 5 認定第 5号 平成25年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第 6 認定第18号 平成25年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について
- 日程第 7 認定第26号 平成26年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について
- 日程第 8 認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について
- 日程第 9 認定第13号 平成25年度岩舟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第10 認定第14号 平成25年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第11 認定第15号 平成25年度岩舟町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第12 認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取について
- 日程第13 認定第21号 平成26年度岩舟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第14 認定第22号 平成26年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取について
- 日程第15 認定第23号 平成26年度岩舟町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取につ

いて

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘士君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（平池紘士君） 当常任委員会に付託された案件は、常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

各会計の決算につきまして、常任委員会におけるスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いするものであります。また、本日の説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、決算概要の説明のみといたします。

なお、質疑等審査につきましては、9月16日に開催予定の常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

◎認定第1号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取についてを議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いします。

橘交通防犯課長。

あと、説明は座ったままで結構です。よろしくをお願いします。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 皆様、おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、歳出の所管関係部分の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、決算書の204、205ページをお開きください。2款1項7目支所及び出張所費関係の備考欄になりますが、205ページの備考欄、上のほうの枠、上から4つ目にございます部屋出張所管理運営費でございますが、臨時職員1名分の賃金及び記載はございませんが、施設の管理に係る光熱水費56万5,696円が主なものでございます。

次に、同じ枠の一番下にございます真名子出張所管理運営費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものでございます。

次に、同じページの備考欄一番下にございます交通指導員設置費（栃木）でございますが、内訳が、次のページと申しますか、207ページのほうの備考欄にまたがっていますので、そちらをごらんください。最初のぼち関係ですが、主に園児、児童、高齢者に対する交通安全教室の実施や交通安全に関する広報活動の推進を図るための交通安全教育指導員1名分の報酬と、次のぼちになりますが、児童生徒の登校時における交通安全の確保やイベント等における事故防止に努める交通指導員、市全体で56名おりますが、56名分の報酬及び記載はございませませんが、栃木地域の交通指導員さんの制服関係、被服代45万6,350円が主なものとなっております。

次の交通安全対策事業（栃木）でございますが、栃木警察署管内の1市1町、栃木市と壬生町でございますが、で構成する栃木地区交通安全協会への補助金のほか、記載はございませませんが、今月開催されます市民大会、昨年も開催されまして、交通安全市民大会補助金30万円及び、たまたまの支出というふうにご理解いただきまして、交通安全教室用信号機購入費75万6,000円、たまたまと申しますのは、前の信号機がちょっとふぐあいで購入したもので、前の信号機は19年もちましたので、しばらくもつのかなと思っています。

次に、交通指導員設置費（大平）でございますが、備考欄、1行置きに各地域の同名の事業が記載されております。事業内容も同様でございますので、一括して説明をさせていただきます。これらの交通指導員設置費につきましては、各地域の交通指導員さんの制服関係、被服代でございます。

次に、交通安全対策事業費（大平）でございますが、先ほど同様に、備考欄に1行置きに各地域同名の事業が記載されております。一括してご説明をさせていただきます。事業の内容でございませませんが、大平地域のみ、市が管理する、防犯灯に近いのですが、街路灯などの維持補修費約28万円が含まれている違いがございませませんが、その他は基本的に各地域にございます交通安全協会支部への補助金や交通安全指導者のガソリン代等管理費並びに啓発物資購入費が主なものとなっております。なお、地域により金額に違いがございませませんが、管理している交通安全指導者の車検があるかないかが主な理由となっております。

次に、少し飛びまして、恐れ入りますが、212、213ページをお開きください。2款1項14目諸費の所管関係部分につきましてはの説明となりますが、備考欄の上から6つ目の消費生活センター運営費でございませませんが、市民の消費生活に関する相談業務や情報提供を行っている消費生活相談員5名分の報酬が主なものでございませ。

次の市民相談事業費（栃木）につきましては、市民の相談に対応するための市民相談員2名分の報酬と、記載はございませませんが、弁護士報酬72万円が主なものでございませ。

次の消費生活基本計画策定事業費でございませませんが、消費生活基本計画策定に当たりまして、市民の消費生活に関する意識や実態を反映し、計画を作成するための消費生活基本計画策定業務委託料

と、ちょっと記載はございませんが、消費生活審議会委員等報酬7万6,000円でございます。

次の放射性物質簡易検査事業費でございますが、やはり記載はございませんけれども、検査機器のメンテナンス点検委託料36万5,400円と検査用消耗品7万2,182円が主なものとなっております。

次の市民生活課一般経常事務費でございますが、やはり記載はございませんけれども、事務補助を行う臨時職員1名分の賃金94万8,040円と栃木市消費者友の会補助金12万円が主なものでございます。

次の市庁舎整備に伴うP I O—N E T等移設事業費でございますが、消費生活センターの移転に伴うP I O—N E Tシステム移設委託料でございます。

続きまして、防犯事業費（栃木）でございますが、栃木警察署管内、栃木市と壬生町で構成いたします栃木地区防犯協会等負担金や、記載はありませんが、社団法人被害者支援センターとちぎ、県レベルですけれども、ここへの負担金29万500円、その他、防犯カメラ維持管理等の経常経費が主なものでございます。

次の防犯灯電気料補助金（栃木）につきましては、自治会が負担していました防犯灯電気料への半額の補助金でございます。

次の防犯灯維持管理事業費（栃木）につきましては、市で直接所有している防犯灯、たまたま19ほどありまして、わずかですが、その電気料でございます。

次に、少し飛びまして、備考欄の一番下でございます老人福祉センター団体送迎バス運行事業費でございますが、蔵タク等の導入に伴い、平成23年10月に無料の福祉バス等を廃止した際の経過措置として、また老人福祉センターの利用促進を図るため、10名以上の団体の場合、送迎するという事で用意したバスの燃料費等でございます。

恐れ入りますが、1ページめくっていただきまして、215ページの備考欄一番上にございます市庁舎整備に伴う蔵タクシステム移設委託費であります。新庁舎移転に伴う蔵タク運用のための専用システム移設委託料でございます。

次の聖地公園永代使用料等還付金（栃木）でございますが、1区画分の墓所の返還に伴う永代使用料の一部還付金でございます。

次の国県支出金返還金（社会福祉課）でございますが、平成24年度の障害者自立支援給付費等負担金等の精算による額の確定に伴う返還金でございます。

次の国県支出金返還金（こども課）につきましては、児童入所施設措置費等国庫負担金及び子育て総合支援事業県支出金などの精算による額の確定に伴う返還金でございます。

次の保育料等過誤納還付金につきましては、平成24年度保育料の算定誤り等による過年度還付金でございます。

次の国県支出金返還金（介護保険課）につきましては、平成24年度低所得者利用者負担対策事業

費補助金の精算による額の確定に伴う返還金でございます。

次の国県支出金返還金（健康増進課）につきましては、がん検診推進事業補助金等の精算による額の確定に伴う返還金でございます。

次に、2つ飛びまして、消費者啓発事業（大平）でございますが、その下に続きまして、防犯事業、それから防犯灯電気料補助金、防犯灯維持管理事業費が並んでおりますが、以下、各地域同様の記載となっております。事業内容も基本的に同じでありますので、一括してご説明をさせていただきます。まず、消費者啓発事業費でございますが、この事業は、地域的には大平と藤岡地域のみの事業となっておりますが、それぞれの地域にあります消費者友の会への補助金でございます。

次の防犯事業費でございますが、年末の地域安全市民総ぐるみ運動等の街頭啓発の際の啓発物資代が主なものとなっております。

次の防犯灯電気料補助金は、自治会管理防犯灯の電気料補助金でございます。

次の防犯灯維持管理事業費は、各地域で市が直接管理している防犯灯の電気料が主なものでございます。なお、西方地域のみ、防犯灯電気料補助金、つまり自治会の電気料補助事業はございませんが、それは本年度本市で実施しておりますように、防犯灯の電気料を全部市が負担するという形、それを西方は平成25年度においてとっておりましたので、防犯灯電気料補助金（西方）はございません。

続きまして、備考欄下から2番目の真名子夢ホール管理運営費でございますが、記載はございませんが、施設管理費としての光熱水費90万1,834円、それと各種機器保守点検委託料38万108円、それと敷地借上料40万1,805円が主なものでございます。

以上で2款1項7目及び10目関係の説明とさせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 次に、臼井市民生活課長。

○市民生活課長（臼井春江君） 続きまして、218ページ、219ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費であります。

次のページ、備考欄1行目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますので、説明を省略させていただきます。

備考欄3行目、戸籍事務電算化事業費（栃木）につきましては、戸籍事務の正確かつ迅速な処理を行うため導入した戸籍電算システムに係る戸籍データ運用保守等委託料が主なものであります。以下、同じ項目の次ページに記載されております（都賀）（西方）につきましては、戸籍電算システムのOA機器借上料であります。

前のページに戻りますが、次の住居表示事務電算化事業費につきましては、住居表示番号の付番や変更等を電算システムを利用して管理するためのシステム保守委託料36万7,500円が主なものであります。

次の窓口一般事務費（栃木）につきましては、転入転出等の住民異動処理等を行う嘱託職員3名

分の報酬、住民票等発行事務補助のための臨時職員2名分の賃金、戸籍発行用電子複写ファクシミリ複合機等のOA機器借上料92万9,356円、印鑑登録カード等の消耗品費428万5,210円が主なものであります。以下、同じ項目の次ページにまたがって記載されております(大平)(藤岡)(西方)につきましては、参考図書購入、事務用消耗品費が主なものでありまして、(都賀)のみ住民票等発行事務補助のための1名分の臨時職員賃金が主なものであります。

次の戸籍事務費(栃木)につきましては、戸籍の記載事務を行っている嘱託職員1名分の報酬と戸籍事務の補助を行っている臨時職員1名分の賃金が主なものであります。以下、同じ項目の次ページにまたがって記載されております(大平)(藤岡)(都賀)(西方)につきましては、参考図書購入費等であります。

次の中長期在留者住居地届け出等事務費(栃木)につきましては、外国人住居地届け出等に関する事務のための図書購入費等であります。以下、同じ項目の次ページにまたがって記載されております(大平)(都賀)(西方)につきましても同様であります。

次の住民情報管理事務費(栃木)につきましては、転入転出等の情報更新を行うための電算処理委託料、住民基本台帳システムのタスク、ハードウェア保守等委託料及びOA機器と住民記録等ソフトウェアの借上料が主なものであります。以下、同じ項目の次ページにまたがって記載されております(大平)につきましては、プラッツおおひらに設置の住民票写し及び印鑑証明発行用自動交付機のOA機器借上料と保守料が主なものであります。(藤岡)(都賀)(西方)につきましては、住民情報管理システム機器の借上料及びハードウェア保守等委託料が主なものであります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム運営費(栃木)につきましては、住基ネットワークシステムハードウェア等の機器保守委託料、OA機器借上料及び住基カード等の消耗品費578万3,400円が主なものであります。以下、同じ項目の次ページにまたがって記載されております(大平)(藤岡)(西方)につきましては、事務用消耗品が主なものであります。

次の旅券事務費(栃木)につきましては、一般旅券の申請受け付け、交付業務を行う非常勤職員1名の報酬及び臨時職員1名の賃金が主なものであります。以下、同じ項目の次ページにまたがって記載されております(大平)(藤岡)(西方)につきましては、事務用消耗品が主なものであります。

1行飛びまして、市庁舎整備に伴う証明書自動交付機移設委託費につきましては、今年2月の本庁舎移転に伴い、旧本庁舎1階玄関に設置されていた証明書の自動交付機を新庁舎に移設した委託料であります。

次の市庁舎整備に伴う戸籍事務電算システム等移設委託費につきましては、市庁舎移転に伴い移設した戸籍システム機器等の移設委託料であります。

以上で2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を終わらせていただきます。

○委員長(平池紘土君) それでは、次に、藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 少し飛びますけれども、230、231ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費であります。

繰越明許費につきましては、こどもサポートセンターの工事の延長に伴いまして、工事管理業務委託料と建物改修工事費を繰り越したものであります。

備考欄3行目の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、低所得世帯に対する保険税軽減分である保険基盤安定繰出金と出産育児一時金、人件費、事務費等に対する出産育児一時金等繰出金であります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の人件費及び事務費等と後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対する保険基盤安定繰出金であります。

2つ飛びまして、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の事務費に対する法定負担金及び療養給付費に対する法定負担金であります。

次の人権・男女共同参画課一般経常費につきましては、人権研究集会や各種研修会等の参加負担金57万8,069円が主なものであります。

次の人権問題啓発事業費につきましては、人権週間に合わせて開催しました人権を考える市民の集いの講演会委託料46万4,220円が主なものであります。

次の人権擁護費につきましては、栃木人権擁護委員協議会第1部会負担金52万円が主なものであります。

1つ飛びまして、人権同和対策費委託費につきましては、研修、啓発及び各種相談など人権同和対策事業を推進するための民間運動団体への事業委託料であります。

次の人権同和対策補助金につきましては、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に取り組んでいる民間運動団体への活動費補助金であります。

次の隣保館運営費につきましては、隣保館主催のシルバー生き生き塾や健康セミナーなどの各種講座に係る講師謝金50万3,000円が主なものであります。

次の隣保館相談事業費につきましては、地域住民の生活向上を目的に各種相談、指導に当たる臨時職員1人分の賃金が主なものであります。

232、233ページをお開きください。備考欄2行目の隣保館管理費につきましては、施設の清掃業務及び機械警備業務等に係る施設管理委託料が主なものであります。

次の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画の推進に向け、啓発指導に当たる男女共同参画推進指導員1人分の報酬が主なものであります。

次の男女共生大学開催事業費につきましては、各自の能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して全8回で開催したものであり、講師謝金7万円が主なものであります。

次の男女共同参画プラン管理事業費につきましては、男女共同参画推進に係る研修会2回分の講師謝金5万円が主なものであります。

次の男女共同参画情報提供事業費につきましては、男女共同参画広報紙「きららとちぎ」の印刷製本費27万3,000円が主なものであります。

次の女性青年リーダー育成事業費につきましては、栃木県次世代人材づくり事業参加者2名分の負担金であります。

次の民生委員・児童委員活動費につきましては、民生委員、児童委員の活動に係る交付金等であります。

次の地域福祉啓発事業費につきましては、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため策定する栃木市地域福祉計画の策定業務委託料が主なものであります。

次の社会福祉協議会補助金につきましては、栃木市における地域福祉、在宅福祉等の充実を図るため、栃木市社会福祉協議会に支出した補助金であります。

次の罹災救助基金積立金につきましては、災害により被害を受けた方を救助するため設置しました罹災救助基金への積立金であります。

次の社会福祉施策推進委員会運営費につきましては、本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため設置いたしました委員会の委員報酬であります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、地域福祉の向上に資する事業の財源に充てるため、地域福祉基金に寄附金を積み立てたものであります。

次の社会福祉施設運営費補助金につきましては、地域福祉の増進と社会福祉施設の健全な運営を図るため、社会福祉施設の運営費の一部を補助したものであります。

次の障がい児（者）アートセミナー事業費につきましては、障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者と触れ合う機会を提供するため開催いたしましたアートセミナーに係る経費で、講師謝金が主なものであります。

次の福祉事業者指定事業費につきましては、社会福祉法人の認可、障がい福祉サービス事業所の指定、保育所の設立認可及び社会福祉事業の業務検査指導に係る経費で、参考図書購入等の需用費、職員の研修参加負担金が主なものであります。

次の発達障がい者等相談支援事業費につきましては、相談や支援を行う専門員の報酬が主なものであります。

次の社会福祉課一般経常事務費につきましては、事務費や公用車駐車場使用料及び栃木県社会福祉協議会等への負担金が主なものであります。

次の就学前障がい児等発達支援事業費につきましては、健診や発達相談、ことばの教室等にかかわる専門員の報酬が主なものであります。

続きまして、234、235ページをお開きください。備考欄1行目、臨時福祉給付金給付事業費につきましては、消費税増税に当たり、低所得者に対して給付する臨時福祉給付金についての周知を図るための広報とちぎチラシ折り込み手数料が主なものであります。

次の行旅死病人救助費については、行旅病人、行旅死亡人に対しての扶助費であります。

次の戦没者遺族等補助事業費につきましては、栃木市遺族連合会への活動補助金であります。

2つ飛びまして、大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営費につきましては、指定管理者である栃木市社会福祉協議会に対する管理運営委託料及び施設敷地の不動産賃借料であります。

次の健康福祉課一般経常事務費（大平）につきましては、電話料等役務費及び複写機等の使用料が主なものであります。

次の大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費につきましては、指定管理者であるいすゞビルメンテナンス株式会社に対する管理運営委託料が主なものであります。

次の健康福祉課一般経常事務費（藤岡）につきましては、市有地除草業務の委託料が主なものであります。

次の渡良瀬の里管理運営費につきましては、株式会社メディカルフィットネスとちの木への指定管理運営委託料であります。

次の健康福祉課一般経常事務費（都賀）につきましては、都賀地域内16カ所に設置されているAEDの借上料が主なものであります。

次の健康福祉課一般経常事務費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

続きまして、2目の障がい福祉費であります。備考欄4行目、障がい者体力増進事業費（栃木）につきましては、障がい者がスポーツを通して体力の維持、増強並びにスポーツの普及を啓発するため、栃木市身体障がい者スポーツ協会に対して補助したものであります。

次の障がい福祉団体補助負担金につきましては、障がい者の福祉の向上と幸福の追求を目的に活動する団体等に対し負担金や補助金を交付したものであります。

次の身体障がい者福祉電話設置事業費につきましては、福祉事務所内のファクシミリ機器の賃借料であります。

続きまして、236、237ページをお開きください。備考欄1行目、身体障がい者（児）補装具等交付事業費につきましては、体の不自由なところを補い、日常生活や職場での活動を容易にする等のため費用の補助をするもので、身体障がい者補装具給付費、障がい者日常生活用具等給付費が主なものであります。

1つ飛びまして、特別障がい者手当等給付事業費につきましては、総合福祉システムソフトウェア使用料及び身体または精神に障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方または障がい児に対して手当を支給する扶助費が主なものであります。

1つ飛びまして、成年後見制度利用支援事業費につきましては、後見人2名分の報酬であります。次の訪問入浴サービス委託費につきましては、在宅の重度障がい者や障がい児に対し、訪問入浴

車による家庭における入浴サービスを委託したものであります。

1つ飛びまして、障がい程度区分審査判定事務費につきましては、障がい程度区分を判定するための審査会委員報酬、審査委員報酬と主治医の意見書作成手数料が主なものであります。

次の障がい者相談支援事業費につきましては、障がい者相談支援員3名分の報酬と2事業所分の相談支援事業委託料が主なものであります。

2つ飛びまして、障がい者等社会参加促進事業費につきましては、障がい者に対するスポーツ教室や写真教室等を開催し、障がい者の社会参加を促進するとともに自立支援を図るため、栃木市障がい者の自立をめざす会へ事業委託したものであります。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業費につきましては、国の指針改定により助成制度が利用できなくなった軽度、中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成することにより、補聴器の早期装着を促進し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するものであります。

次の地域活動支援センター事業費（栃木）につきましては、障がい者等に通所により創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに障がい者等の地域生活支援を行う地域活動支援センターの運営を委託したものであります。

次の重度心身障がい者医療費助成事業費（大平）については、事務用消耗品費であります。

次の障がい者体力増進事業費（大平）につきましては、障がい児（者）と健常者がスポーツ、レクリエーションを通じ交流を深めることを目的に実施した「若葉OHIRA」の開催に係る委託料であります。

続きまして、238、239ページをお開きください。備考欄1行目、大平地域活動支援センターほほえみ館管理運営費につきましては、指定管理者である社会福祉法人すぎのこ会に対する管理運営委託料であります。

次の重度心身障がい者医療費助成事業費（藤岡）につきましては、事務用消耗品費であります。

次の地域活動支援センター事業費（藤岡）につきましては、社会福祉協議会への指定管理運営委託料であります。

次の重度心身障がい者医療費助成事業費（都賀）につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の地域活動支援センター事業費（都賀）につきましては、障がい児及び障がい者に地域生活支援を促進するため、栃木市社会福祉協議会へ委託した指定管理委託料が主なものであります。

次の重度心身障がい者医療費助成事業費（西方）につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。

以上で3款1項2目の障がい福祉費までの説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 続きまして、鈴木高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） では、同じページの3目高齢福祉総務費についてであります。

まず初めに、繰越明許費につきましては、地域密着型特別養護老人ホーム1施設及び認知症高齢者グループホーム1施設の整備事業者に対する老人福祉施設等整備事業補助金でありまして、平成24年度の公募選定が整わなかったことにより工事着手がおくれましたことから繰り越したものであります。なお、それぞれの施設につきましては今年度開設しております。

次に、備考欄の2つ目、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計（保険事業勘定）及び（サービス事業勘定）への一般会計からの繰出金であります。

2つ飛びまして、外国人高齢者特別給付事業費につきましては、国籍要件により国民年金へ加入できなかった1名分の特別給付金であります。

次の敬老事業費につきましては、年度内に85歳、90歳、95歳、100歳の誕生日を迎えた方と101歳以上の高齢者の方に対して慶賀を祝して支給した敬老祝金と自治会などが主催して実施いたしました敬老会事業に対する助成金が主なものであります。

次のシルバー人材センター補助金につきましては、高齢者の就労と生きがいづくりを図るため、栃木市シルバー人材センター運営に対して補助したものであります。

次の高齢福祉課一般経常事務費（栃木）のうち単位老人クラブ活動助成補助金につきましては、市内全域の146単位クラブの活動に対して助成したものであります。また、栃木市老人クラブ連合会活動促進補助金につきましては、老人クラブ連合会の活動に対して助成したものであります。

次の240、241ページをお開きください。備考欄1つ目の老人保護措置事業費につきましては、在宅での生活が困難となった高齢者について、養護老人ホーム施設入所に係る施設への措置委託料であります。

次の緊急ホームヘルパー派遣委託費（栃木）につきましては、介護認定を受けていない方もしくは認定されるまでの間に緊急的対応が必要な方に対して日常生活の支援を行ったもので、栃木市社会福祉協議会への委託料であります。

次の緊急通報装置給付等事業費（栃木）につきましては、ひとり暮らしの高齢者に対して急病等の緊急時に対応するため緊急通報装置を設置しているところですが、その受報業務に係る業者への委託料であります。

1つ飛びまして、高齢者日常生活用具購入費等助成事業費（栃木）につきましては、シルバーカーや電磁調理器等の日常生活用具の購入費や特殊寝台等のレンタル料に対して助成したものであります。

1つ飛びまして、在宅老人短期入所委託費（栃木）につきましては、介護保険認定を受けていない方が養護老人ホームなどに短期入所した際の委託料であります。

次の軽度生活援助員派遣委託費（栃木）につきましては、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で市民税非課税世帯の方に対して、介護保険のホームヘルパーが行わない除草などの軽易なサービスを提供する生活援助員を派遣した際のシルバー人材センターに対する委託料であります。

次の配食サービス事業費（栃木）につきましては、調理が困難な在宅のひとり暮らし高齢者などに見守りと健康保持を図るため、昼食のお弁当を自宅に宅配するための業者への委託料が主なものであります。

次の高齢者見守り用自動車購入費につきましては、高齢者入所措置など高齢者福祉業務に使用しております自動車の老朽化に伴いまして、自動車購入費が主なものであります。

2つ飛びまして、低所得者介護保険サービス助成事業費につきましては、生計が困難な方に対して、訪問介護、通所介護や施設入所等のサービスについて利用者負担軽減を実施した社会福祉法人等に対しまして、その軽減額の2分の1を市が助成したものであります。

次の保険料特別徴収負担金につきましては、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の特別徴収について国保連合会が行った第1号被保険者の年金からのデータ集約事務に対する負担金であります。

これ以降、各総合支所におきまして、高齢者福祉事務費（大平）から、ページをめくっていただきまして、備考欄中ほどの配食サービス事業費（西方）までにつきましては、先ほどの栃木地域における事業と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、4目高齢福祉施設費についてであります。備考欄2つ目、老人福祉センター施設共通管理費につきましては、栃木地域の3つの老人福祉センターの維持補修費でありまして、泉寿園の空調機が経年劣化のため順次改修しておりまして、平成25年度におきましては、1階の会議室、事務室等の空調機の改修にかかった工事費であります。

次の長寿園管理運営委託費及び福寿園管理運営委託費、泉寿園管理運営委託費につきましては、いずれも指定管理者であります栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料であります。

次の長寿園駐車場整備事業費につきましては、長寿園が児童館やコミュニティセンターの複合施設であるため、駐車場が慢性的に不足していたことから、現駐車場の隣接地を取得し、駐車場拡張整備をしたものであり、駐車場用地境界画定業務委託料及び駐車場整備工事費及び用地購入費が主なものであります。

次の高齢者健康機器購入事業費につきましては、高齢者福祉の充実のためにといただきました寄附金を活用した事業であります。寄贈者からの要望により、電動マッサージチェアを7台購入いたしまして、公立の高齢者福祉施設に配置したものであります。

次の藤岡高齢者生きがいセンター管理運営費につきましては、空調設備が経年劣化のため、空調機器3台の入れかえ設置工事を行ったものであります。

次の244、245ページをお開きください。備考欄1つ目の老人憩いの家管理運営費につきましては、都賀地域にあります老人憩いの家の施設管理を栃木市シルバー人材センターに委託した管理運営委託料が主なものであります。

次のあいあいプラザ管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金及び施設の管理運営委託

料が主なものであります。この施設は、都賀地域にある施設です。

次の西方ふれあいプラザ管理運営費につきましては、高齢者の交流や健康増進を図る施設でありまして、指定管理者であります栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料と利用者の送迎業務委託料が主なものであります。

次のさくらホーム管理運営費につきましては、高齢者の交流の場として介護予防を図る施設でありまして、施設の光熱水費等の管理費が主なものであります。

次の5目国民年金費についてであります。備考欄2つ目、国民年金事業費（栃木）につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の国民年金事業費（大平）、続いて同事業の（藤岡）（都賀）につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。

次の国民年金事業費（西方）につきましては、年金事務所等への諸届け書類の郵送料が主なものであります。

以上で1項社会福祉費の説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 続きまして、小林こども課長、お願いします。

○こども課長（小林和彦君） 同じページなのですが、続きまして、3款2項1目児童福祉総務費につきましてご説明させていただきます。

翌年度繰り越し欄の繰越明許費につきましては、平成27年度からの実施が予定されております子ども・子育て新制度に伴いまして事務処理を行う電算システムの改修委託料でありましたが、システム改修の完了が平成26年度になるため、繰り越しをしたものであります。

次に、備考欄の5行目になります。母親クラブ育成事業費につきましては、母親クラブ2団体に対する運営費の補助金であります。

次の民間児童厚生施設等活動推進事業費補助金につきましては、社会福祉法人鐘の鳴る丘友の会、さくら3Jホールで実施しております民間児童館への補助金であります。

続きまして、246、247ページをお開きください。備考欄の2行目、養育支援家庭訪問事業費につきましては、児童虐待防止対策の一環として、児童の養育力に欠ける保護者宅を養育支援員が訪問しまして、育児、家事の援助や指導を行ったり、母親が産後鬱の場合など複雑な問題を抱えている家庭に対しまして、養育方法の具体的な技術指導を実施したりするものでありまして、養育支援員2名分の報酬が主なものであります。

次の民間保育所地域子育て支援センター補助金につきましては、民間保育園3園が実施しております地域子育て支援拠点事業に対する補助金であります。

次のこども課一般経常事務費につきましては、栃木市母子寡婦福祉会補助金が主なものであります。

次の赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、児童の健やかな成長を願いまして、子育て支援に

資することを目的に、18歳未満の児童を養育し、第2子以降のお子さんが誕生した保護者に支給した祝金であります。

次の学童保育事業費（栃木）につきましては、保護者の就労等のため、放課後に保護者等がいない家庭の小学校児童を対象に学童保育を実施するものでありまして、指導員45名の賃金、民間学童保育7カ所への運営委託料、大宮北小学童保育敷地1,322平米の賃借料、栃木第三小学童保育移転に伴う空調機設置工事費が主なものであります。

次のファミリーサポートセンター運営費につきましては、仕事と育児の両立支援や地域における子育て支援機能を強化するための事業でありまして、会員相互の援助活動のあっせんや相談及び調整を行うアドバイザー2名の報酬が主なものであります。

次のファミリーサポートセンターおおひら運営費につきましては、大平みなみ児童館内にありますファミリーサポートセンターおおひら支部として活動しておりますアドバイザー1名の報酬が主なものであります。

次の、4つ飛ばしまして、保育園給食調理業務委託費につきましては、いまいずみ保育園、おおつか保育園、大平地域4園、藤岡地域4園における給食調理業務についての委託料であります。

次の民間保育所一時預かり事業補助金につきましては、就労形態の多様化に伴う一時的な保育の需要に応えるために実施している市内民間保育園4園、ひがしのもり保育園、さくら第2保育園、けやき保育園、大平中央保育園に対する補助金であります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、子ども・子育て会議の開催の際の委員報酬等であります。

次の子ども・子育て支援事業計画策定事業費につきましては、平成27年度から5カ年計画期間の子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等の委託料であります。

次の病後児・体調不良児保育事業費につきましては、乳幼児から小学校3年生までの児童のうち、傷病の回復期にあり、集団保育が困難な期間、当該児童を一時的に預かる病後児保育事業として、委託先、さくら保育園への委託料でございます。

次の248、249ページをお開きください。備考欄2行目の保育料事務費につきましては、保育園の入退園や保育料に係る事務費で、総合福祉システム借上料が主なものであります。

次の民間保育所運営委託費（さくら）、同様に（さくら第2）及び（ひがしのもり）につきましては、各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の市外保育所運営委託費につきましては、保護者の勤務の都合により、本市の児童が市外の保育園に通園する際の委託料であり、市外27保育所、延べ443名分の委託料であります。

次の民間保育所延長保育補助金につきましては、延長保育を実施した市内民間保育園全6園に対する補助金であります。

次の民間保育所休日保育補助金につきましては、休日保育事業を実施したさくら保育園に対する

補助金であります。

次の民間保育所1歳児保育補助金につきましては、1歳児3人に対し保育士1名を配置した民間保育園4園並びに調理員を基準を超えて1名増員した民間保育園3園に交付した補助金であります。

次の民間保育所運営委託費（けやき）につきましては、民間保育園けやき保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の民間育児サービス事業補助金につきましては、民間育児サービスを利用する、保育に欠ける乳幼児を保育している認可外保育施設6カ所に対する補助金であります。

次の民間保育所運営委託費（大平中央）及び次の（ひかり）につきましては、民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の民間保育所家庭支援推進保育事業費補助金につきましては、日常生活における基本的な習慣や態度の涵養等について、家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とする児童が多数入所している保育園に対し保育士の加配を行い、児童の処遇の向上を図った民間保育園ひかり保育園に対する特別保育事業等推進費補助金であります。

次の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、保育士の人材確保対策を推進する一環として保育士の処遇改善に要する費用で、民間保育園6園に対する補助金であります。

2つ飛ばしまして、次の学童保育事業費（大平）につきましては、学童保育指導員29名の賃金及び民間学童保育フレンドへの運営委託料が主なものであります。

次の大平西子どもの家改修事業費につきましては、大平西子どもの家のトイレ増設等改修工事費が主なものであります。

250、251ページをお開きください。備考欄2行目の学童保育事業費（藤岡）につきましては、学童保育指導員13名の賃金及び藤岡学童保育移転に伴う空調機設置工事費が主なものであります。

次の学童保育事業費（都賀）につきましては、学童保育指導員10名の賃金及び学童保育施設警備業務委託料が主なものであります。

次の学童保育事業費（西方）につきましては、栃木市社会福祉協議会への西方児童クラブ運営委託料が主なものであります。

続きまして、2目の児童措置費になりますが、備考欄2行目の特別児童扶養手当支給事務費につきましては、当該手当の認定請求、所得状況届等受け付け事務に係る事務用消耗品購入が主なものであります。

次の児童扶養手当支給費につきましては、不慮の事故や死亡などによって父または母と生計を同じくしていない児童が心身ともに健やかに成長することを目的として、父母等に対して支給した手当が主なものであります。

次の遺児手当支給費につきましては、父母の一方または両方を亡くした義務教育終了前の児童を

養育している方に対して支給した手当であります。

次に、3目母子福祉費であります。下から2行目の不妊治療助成事業費につきましては、不妊治療を行っている方を支援するために実施しております不妊治療費補助金で、助成件数は102件であります。

次に、252ページ、253ページをお開きください。備考欄2行目の母子自立支援事業費につきましては、母子家庭等の自立支援のため、母子自立支援員による相談、指導業務及び母子家庭等の自立に向けた技能習得の支援業務を行うもので、母子自立支援員2名分の報酬及び自立支援給付費が主なものであります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、DVなどの理由により母と子を施設に入所措置した際の委託料であります。

以上で児童福祉総務費、児童措置費、母子福祉費の所管に対する説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（平池紘土君） 続きまして、中野保育課長、お願いします。

○保育課長（中野達博君） 続きまして、4目児童福祉施設費からご説明させていただきます。

備考欄4行目、児童センター管理運営委託費につきましては、はこのもり児童センターの臨時職員3名分の賃金が主なものであります。

1つ飛びまして、いまいずみ児童館管理運営委託費及び次のそのべ児童館管理運営委託費につきましては、児童館の管理運営を委託しております指定管理者である栃木市社会福祉協議会への管理運営委託料であります。

次の大平児童館管理運営費につきましては、大平児童館の管理運営を委託しております指定管理者である学校法人しずわでら学園への管理運営委託料が主なものであります。

次の大平みなみ児童館管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の大平みなみ児童館施設整備事業費につきましては、大平みなみ児童館の空調設備改修工事費であります。

次の地域子育て支援センター運営費につきましては、子育て中の保護者に対する育児相談や親子の触れ合いの場、遊びの場を提供し、子育て家庭への多様な支援のニーズに対応するものでありまして、臨時保育士1名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センターおおひら運営事業費につきましては、次の254、255ページになりますが、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

続きまして、255ページの備考欄の2行目、地域子育て支援センターふじおか運営事業費につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センターつが運営事業費につきましては、臨時職員2名分の賃金が主なものであります。

次の地域子育て支援センターにしかた運営費につきましては、子育て家庭への支援を行うための運営事業費であります。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、施設清掃業務、エレベーター保守業務、光熱水費及びとちぎコミュニティプラザ玄関ひさし防水改修工事費が主なものであります。

次の大平子どもセンター管理運営費につきましては、施設の管理運営に係る光熱水費及び維持補修費が主な経費であります。

続きまして、5目保育所費であります。翌年度繰越額欄の継続費逐次繰り越しにつきましては、藤岡地域統合保育園の設計業務につきまして、平成25年度、平成26年度の継続事業としたため、平成26年度に繰り越しをするものであります。

次に、備考欄の4行目、一時預かり事業費（栃木）から次の（大平）（藤岡）、そして次の延長保育事業費（栃木）から（西方）まで、その次の低年齢児保育事業費（栃木）から、次の257ページになりますが、同じく低年齢児事業費（西方）まで、それから次の障がい児保育事業費（栃木）から同じく（西方）までにつきましては、それぞれ各地域におきます特別保育事業に伴います臨時保育士の賃金、嘱託保育士の報酬でありまして、255ページにちょっとお戻りいただきまして、一時預かり事業費（栃木）につきましては嘱託保育士2名分、（大平）が1名分、（藤岡）が1名分、延長事業費（栃木）につきましては臨時保育士4名分、（大平）が4名分、（藤岡）が1名分、（都賀）が2名分、（西方）が1名分、そして低年齢児保育事業費（栃木）につきましては、257ページになりますが、嘱託保育士12名分、それから臨時保育士4名分、（大平）につきましては嘱託保育士4名分、（藤岡）が3名分、（都賀）につきましては2名分、（西方）については嘱託保育士2名分、臨時保育士2人分、次の障がい児保育事業費（栃木）につきましては嘱託保育士8名分、（大平）が4名分、（藤岡）が1名分、（都賀）が1名分、（西方）が1名分のそれぞれの報酬、賃金でございます。

次の保育所共通管理運営費（栃木）につきましては、栃木地域の公立保育園6園の管理運営に要する経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬14名分、臨時保育士等賃金21名分、臨時業務員等賃金7名分、はこのもり保育園を除きます5園分の警備保障委託料等の管理運営委託料、それから保育園の遠足の際のバス借上料17台分、それから平成25年に和解いたしました誤嚥事故に係る和解金の未払い金が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（大平）につきましては、大平地域の公立保育園4園の運営に要する管理運営経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬6名分、臨時保育士等賃金23名分、大平地域4園分の警備保障委託料等の管理運営委託料が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（藤岡）につきましては、藤岡地域の公立保育園4園の運営に要する管理運営経費でありまして、通常保育のための嘱託保育士報酬2名分、臨時保育士等賃金10名分が主なものであります。

次のいまいずみ保育園管理運営費から、いりふね、おおつか、はこのもり、次の258、259ページをお開きください。そのべ、ぬまわだ保育園までの管理運営費につきましては、それぞれの保育園の管理運営に必要な経費でありまして、嘱託医師の報酬や消耗品費及び不動産借上料などが主なものであります。

次の保育所第三者評価委託事業費につきましては、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上を図るため、栃木県から認証を受けた第三者評価機関による第三者評価を実施しました5園分の委託料であります。

次の三鴨保育園から一番下、認定西方なかよしこども園、保育園管理運営費までにつきましては、先ほどと同様、それぞれの保育園の管理運営に必要な経費でありまして、嘱託医師報酬や消耗品費及び臨時職員賃金、不動産借上料などが主なものでございます。このうち、三鴨保育園の臨時職員賃金につきましては2名分、赤麻、部屋、藤岡につきましてもそれぞれ2名分の職員の賃金でございます。それから、都賀よつば保育園の嘱託保育士につきましては2名分、臨時職員につきましても8名分でございます。それから、西方なかよしこども園の臨時職員につきましても4人分の賃金でございます。

以上で2款児童福祉費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘土君） 続きまして、横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 続きまして、3項生活保護費につきましてご説明いたします。

1項生活保護総務費、備考欄の3行目、生活保護運営対策事業費につきましては、福祉事務所の嘱託医師2名分の報酬、生活保護医療費支払審査等委託料、生活保護電算システム、生活保護レセプト情報管理システム及びそれに伴うOA機器の賃借料が主なものでございます。

次のページをお開きください。備考欄1行目、生活保護適正実施推進事業費につきましては、生活保護面接相談員1名及び就労支援相談員1名の報酬及び臨時職員1名の賃金が主なものでございます。

次の合併に伴う生活保護システム統合委託費につきましては、岩舟町との合併に伴う生活保護システムデータ統合業務委託料でございます。

ページの下段になりますけれども、4項災害救助費につきましてご説明いたします。1項災害救助費の説明欄、災害弔慰見舞費につきましては、自然災害や火災等によって被害を受けた市民に対して、災害見舞金条例に基づきまして支出した見舞金でございます。

以上をもちまして、3款までの所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘土君） ここで暫時休憩いたします。

(午前10時06分)

○委員長（平池紘土君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（平池紘士君） なお、説明は座ったままで結構です。

福原地域医療対策室長。

○地域医療対策室長（福原 誠君） 地域医療対策室の福原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、4款衛生費中所管部分についてご説明をさせていただきますので、決算書の262、263ページをお開きください。まず、4款1項1目保健衛生総務費になりますが、備考欄2行目の地域医療対策基金積立金につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てることを目的とした基金への積立金であります。

次に、4つ飛びまして、小児救急医療委託費につきましては、日曜日の夜間に軽症の小児の急病者を診療していただくための委託料であります。

次の急患センター管理運営委託事業費につきましては、休日及び夜間に軽症の急病者の診療所として開設している急患センターの管理運営委託料が主なものであります。

次の病院群輪番制病院運営補助金につきましては、休日及び夜間に入院を必要とする重症な急病者の診療に当たる病院への補助金であります。

次の病院群輪番制病院設備整備補助金につきましては、休日及び夜間に重症患者の診療に当たる病院の設備整備に対して補助するもので、獨協医科大学病院の医療機器整備に対する補助金であります。

次の除細動器整備事業費につきましては、健康増進課で管理している栃木地域分のAED56台のうち、交換用のバッテリーやパッドの消耗品が入りにくくなっている機種9台について新機種に買い替えるとともに、総合運動公園の追加設置分として2台を新規購入したものであります。

次の小児二次救急医療支援補助金につきましては、休日及び夜間に小児の重症な急病者の診療に当たる獨協医科大学病院への補助金であります。

次の264、265ページをお開きください。備考欄1行目の健康増進課一般経常事務費（栃木）につきましては、市内の公民館等に配備してあります除細動器のバッテリー及びパッド交換のための消耗品費や全世帯に配布した親子用健康カレンダーの印刷製本費が主なものであります。

次の市民健康まつり開催事業費（栃木）につきましては、昨年12月に開催した市民健康まつりの際の案内チラシの新聞折り込み手数料や事務用消耗品費が主なものであります。

次の健康増進計画推進事業費につきましては、健康増進法に基づく市町村健康増進計画を新市として新たに策定したもので、主なものは計画策定部会の委員報酬及び計画書の印刷製本費であります。

次の健康教育、相談事業費（栃木）につきましては、生活習慣病予防のために健康教育や健康相談等の事業を実施した際の講師への報償金や教材等に係る消耗品費、そのほか、医師会、歯科医師

会への協力交付金が主なものであります。

次の自殺予防事業費につきましては、自殺予防の普及啓発や相談事業等を実施した際のカウンセラー等に対する報償金や啓発関係の消耗品費及び昨年9月から導入したメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営管理業務委託料が主なものであります。

次の健康訪問用自動車購入費につきましては、新たに購入した訪問指導用軽自動車1台分の購入費であります。

次の母子保健事業費（栃木）につきましては、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児にかかわる各種健診、健康教育、健康相談、訪問指導等の支援を行ったものであります。内訳の主なものとしましては、乳児の訪問等に協力をいただいている母子保健推進員の報酬や健診時の医師、歯科医師の報償金であります乳幼児健康診査報償金、また乳児先天性股関節脱臼検診や3歳児健康診査、尿検査の委託料などである乳児健康診査等委託料であります。

次に、1つ飛びまして、乳幼児発達相談事業費につきましては、乳幼児健診等において発達上の問題が疑われた児に対し2次健診を行い、早期治療、早期療育に向け、保護者への育児支援を行ったもので、発達相談時の医師への報償金が主なものであります。

次に、2つ飛びまして、健康診査事業費（大平）からは各総合支所の事業であります。先ほど（栃木）の部分で説明したものと同様の事業につきましては説明を省略させていただきます。それでは、まず緊急地域雇用創出・がん検診等受診率向上事業臨時職員賃金（大平）につきましては、各種がん検診受診率の向上を図るため、緊急地域雇用創出事業を活用し雇用した臨時職員の賃金であります。

1つ飛びまして、健康増進事務費（大平）につきましては、地域保健関係の図書購入費や母子保健指導者の車検、修理に係る需用費が主なものであります。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（大平）につきましては、ふれあい健康福祉まつりの開催に当たりご協力を願う歯科医師等への報償金及び事務用消耗品等の需用費が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費（大平）につきましては、大平地域で開催する各種健康教室の医師、運動指導士に対する報償金及び健康教育、相談事業に使用するパンフレット等の購入のための事業費が主なものであります。

次の健康づくりトレーニング事業費につきましては、市民に運動の機会を提供し、生活習慣病の予防を図るため、ゆうゆうプラザに設置してありますトレーニング機器の借上料が主なものであります。

次の母子保健事業費（大平）につきましては、母子保健推進員に対する報酬及び乳幼児健診の際の医師、歯科医師等への報償金が主なものであります。

次の健康増進事務費（藤岡）につきましては、事務用品及び救護用医薬品代であります。

次の健康教育、相談事業費（藤岡）につきましては、健康増進事業として実施する各種予防教室等の報償金及び消耗品等の需用費であります。

次の母子保健事業費（藤岡）につきましては、乳幼児の健康維持増進を図る事業で、乳幼児健康診査の医師等への報償金が主なものであります。

266、267ページをお開きください。備考欄1行目の健康増進事務費（都賀）につきましては、各健康増進事業を円滑に推進するための保健衛生関係書籍代や母子健康推進車車検代が主なものであります。

次の市民健康まつり開催事業費（都賀）につきましては、市民の健康づくりを積極的に推進するため、まるまるまるごとつがまつりにおいて健康相談や体験を通して健康チェック等を行う事業を行った際の消耗品費等であります。

次の健康教育、相談事業費（都賀）につきましては、生活習慣病予防や健康の保持増進を図るため、健康教室や健康相談を実施した際の看護師、運動指導士等への報償金及び器材等の消耗品費等であります。

次の母子保健事業費（都賀）につきましては、乳幼児健診及び母子健康教室を実施した際の医師、看護師等への報償金や教材等の消耗品費及び母子保健推進員に対する報酬であります。

次に、1つ飛びまして、健康増進事務費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金及び鹿沼医療圏における病院群輪番制病院運営事業等に係る鹿沼市への負担金が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費（西方）につきましては、臨時栄養士1名分の賃金が主なものであります。

次の母子保健事業費（西方）につきましては、乳児健診に係る医師等への報償金が主なものであります。

以上で4款1項1目の所管部分の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 大木健康増進課長。

○健康増進課長（大木富江君） 続きまして、2目予防費についてご説明いたします。

備考欄2行目、狂犬病予防事業費（栃木）につきましては、栃木県獣医師会に対する狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務委託料が主なものであります。

1つ飛びまして、狂犬病予防事業費（大平）につきましては、狂犬病予防注射案内用はがきの印刷代が主なものであります。

1つ飛びまして、結核検診事業費（大平）、2つ飛んで、結核検診事業費（藤岡）、2つ飛んで、結核検診事業費（都賀）につきましては、65歳以上の市民を対象に実施した結核レントゲン検診委託料が主なものであります。

備考欄下から7つ目、狂犬病予防事業費（藤岡）、2つ飛んで、狂犬病予防事業費（都賀）、2つ飛んで、狂犬病予防事業費（西方）につきましては、狂犬病予防接種案内用はがきの郵送料が主な

ものであります。

以上で2目予防費の説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 落合新エネルギー対策室長、お願いします。

○新エネルギー対策室長（落合博昭君） 続きまして、268ページになります。3目環境衛生費につきましてご説明いたします。

備考欄の所管部分であります。水道事業会計繰出金、臨時職員共済費の次からになります。環境課一般経常事務費についてであります。臨時職員賃金、市有墓地管理人121名分の報酬及び環境啓発用広報とちぎ、環境基本計画概要版の全戸配布手数料や電気使用状況監視システムの経費が主なものであります。

1つ飛びまして、エネルギー使用量管理業務委託費につきましては、省エネルギー法に基づくエネルギー使用合理化のための管理基準作成等にかかわる業務委託料であります。

次に、マイバッグ持参運動事業費につきましては、マイバッグ推進のためのキャンペーンや3Rポスターコンクールが主なものであります。

次の聖地公園管理費（栃木）につきましては、公園内の芝生管理業務等の委託料が主なものであります。

次の聖地公園管理基金積立金につきましては、聖地公園の大規模な補修、改修に備えるための基金積立金であります。

次の専用水道事業等委託費につきましては、栃木県から権限移譲された水道法に規定する簡易水道及び専用水道等にかかわる届け出や検査等の事務を水道課に委託しているものであります。

次の地域クリーン推進員事業費につきましては、各地域クリーン推進員への報酬及び地域クリーン推進員連合会への交付金であります。

次の市庁舎整備に伴う電気使用状況監視システム移設工事費につきましては、新庁舎移転に伴い、本庁舎に設置しておりました電気使用状況監視システムを移設したものです。

2つ飛びまして、再生可能エネルギー普及促進基金積立金につきましては、市有施設屋根貸し出し事業から生ずる使用料を再生可能エネルギーの普及を促進するための事業及び屋根を貸し出す施設の維持補修費に必要な資金として基金に積み立てたものであります。

次の環境衛生事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代及びおおひら自然に親しむ会への補助金が主なものであります。

次の環境衛生事務費（藤岡）につきましては、事務用消耗品にかかわる費用であります。

恐れ入りますが、270、271ページをお開きください。271ページの備考欄の1行目、墓地管理費（藤岡）につきましては、市営中根墓地及び太田墓地の除草等委託料が主なものであります。

次の環境衛生事務費（都賀）につきましては、市有墓地の管理人への報酬が主なものであります。

次の聖地公園管理費（都賀）につきましては、墓園部の清掃及び芝、樹木等の管理委託料が主な

ものであります。

1つ飛びまして、墓地管理費（西方）につきましては、西方菅ノ沢墓地のモウソウタケの伐採委託料が主なものであります。

以上で3目環境衛生費の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 若菜斎場整備室長、お願いします。

○斎場整備室長（若菜 博君） 現在のページのままで、4款1項4目斎場費、備考欄の所管関係分につきましてご説明いたします。

備考欄3行目の斎場管理運営委託事業費につきましては、臨時作業員3名分の賃金、斎場管理運営委託料、火葬炉耐火物全体積みかえ工事費、ベビー室のエアコン取り付け工事費が主なものであります。

1つ飛びまして、佐野地区衛生施設組合斎場負担金につきましては、佐野斎場の維持管理に係る費用の栃木市藤岡分の法定負担金であります。

続いて、4款1項5目、公害対策費です。1行目の公害対策費（栃木）につきましては、自動車騒音常時監視業務等の委託料が主なものであり、権限移譲により、平成24年度から自動車騒音を測定し、結果を国へ報告しているものであります。

次の水質調査事業費につきましては、栃木市内全域の河川や地下水の水質調査の委託料が主なものであります。

1つ飛びまして、次の公害対策費（大平）につきましては、油吸着材、オイルマットですが、の購入代が主なものであります。

続きまして、272、273ページをお開きください。1行目、水質調査事業費（大平）につきましては、地下水モニタリング調査17カ所の業務委託料であります。

次の公害対策費（藤岡）につきましては、消耗品が主なものであります。

次の水質調査事業費（藤岡）につきましては、一般廃棄物最終処分場の地下水及び放流水等の水質調査業務委託料であります。

次の水質調査事業費（都賀）につきましては、地下水モニタリング調査12カ所の委託料であります。

続いて、4款1項6目保健施設費をご説明します。備考欄2行目の栃木保健福祉センター管理運営費につきましては、保健福祉センターの管理運営に係る経費であります。

施設管理委託料は、エレベーターや自動ドアの保守点検及び警備業務に係る業者への委託料であります。

清掃等業務委託料は、常駐清掃業務や定期清掃業務の委託料であります。

不動産賃借料は、保健福祉センター駐車場用地3,237平方メートルの土地借上料であります。

保健福祉センター修繕工事費は、センター東棟北側の外壁の補修工事や1階身障者トイレにオス

トメート対応設備を設置した工事費であります。

次の藤岡保健福祉センター管理運営費につきましては、管理運営に関する光熱水費及び委託料が主なものであります。

次の都賀保健センター管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金、冷暖房用燃料費や光熱水費及び警備業務委託料が主なものであります。

次の西方保健センター管理運営費につきましては、西方保健センター空調機交換等工事及び管理運営に係る夜間警備等の委託料が主なものであります。

以上で4款1項6目の説明を終わりにいたします。

○委員長（平池紘土君） 金子環境課長、お願いします。

○環境課長（金子一彦君） 続きまして、2項1目の清掃総務費の所管部分であります。備考欄3行目の環境美化対策事業費（栃木）につきましては、環境美化キャンペーンに要する経費や不法投棄禁止用プレート作製委託料が主なものであります。

次の不法投棄監視事業費につきましては、不法投棄のパトロールや回収を行う監視員の報酬が主なものであります。

続きまして、274、275ページをお開きください。2目塵芥処理費の所管部分の主なものについてご説明いたします。備考欄2行目のバイオ式生ごみ処理機管理費につきましては、栃木地域の4つの小学校、第三小、第四小、第五小、千塚小、この4つの小学校に設置いたしておりますバイオ式生ごみ処理機の保守点検委託料及び修繕料であります。

次の生ごみ減量化補助金につきましては、生ごみを自家処理するためのコンポスト容器や電気式生ごみ処理機などの設置に対する補助金であります。

次の資源物回収活動団体支援事業費につきましては、資源物回収活動を実施したPTA等の75団体に対する報奨金が主なものであります。

次の栃木地区広域行政事務組合塵芥処理負担金につきましては、とちぎクリーンプラザにおける塵芥処理負担金であります。

次のごみ直営収集事業費につきましては、環境課が直接回収を行っております美化活動などのごみの収集等に係る燃料費や修繕費が主なものであります。

次のごみ委託収集事業費（栃木）、以下、同じ事業の（大平）（藤岡）（都賀）（西方）につきましては、家庭から排出されるごみの収集等委託料が主なものであります。

続きまして、3目し尿処理費についてご説明いたします。次のページをごらんください。備考欄の2行目、公衆便所管理費につきましては、万町の公衆便所及び栃木駅高架下公衆便所の管理に係る維持補修費及び委託料が主なものであります。

次の衛生センター管理運営委託事業費につきましては、栃木、大平、都賀、西方地域から搬入された年間2万5,215キロリットルのし尿処理に要した費用であり、管理運営委託料が主なものであ

ります。

最後の行になります。佐野地区衛生施設組合し尿処理負担金につきましては、佐野地区衛生センターのし尿処理の維持管理に係る費用の栃木市分負担金であります。

以上で4款の説明を終わります。

次に、飛びまして、352ページ、353ページをお開きください。10款1項3目教育振興費の備考欄の所管部分については、備考欄2行目の子育て応援等特別補助金について、幼稚園に第3子以降のお子さんを通園させている世帯に対し、保育料の全額助成を実施しました幼稚園第3子以降支援特別補助金277人分の補助金と幼稚園就園奨励費国庫非該当世帯特別補助金252人分の補助金であります。

次の幼稚園障がい児教育補助金につきましては、市内の幼稚園で受け入れた障がい児が1名であった幼稚園2園に対し、幼児教育を充実させるため、担当する職員に係る経費の一部を助成したものであります。

3行飛びまして、幼稚園教育助成補助金につきましては、市内にある幼稚園14園に対し、幼稚園の教育振興を図るため、その目的に要する経費の一部として1園当たり30万円の補助を行った栃木市幼稚園教育助成補助金と、幼稚園における預かり保育等子育て支援事業の振興のため、1園につき50万円の補助を行った幼稚園子育て支援事業費補助金であります。

続きまして、372ページ、373ページをお開きください。10款5項1目社会教育総務費の所管部分についてご説明いたします。備考欄9行目の人権同和教育事業費につきましては、市内10カ所の集会所で実施いたしました各種講座の講師謝金397万9,000円が主なものであります。

次に、備考欄一番下の皆川城内集会所管理費につきましては、電気料、水道料及び施設の管理業務委託などの維持管理費用であります。

次の374、375ページをごらんください。375ページの備考欄1行目の新栃木コミュニティ会館管理費56万2,644円から備考欄中ほどの大平富田集会所管理費64万3,740円までの8カ所の集会所管理費につきましても、各施設における電気料、水道料及び施設の管理業務委託などの維持管理費用であります。

以上で一般会計歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 白井市民生活課長、お願いします。

○市民生活課長（白井春江君） 続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書86、87ページをお開きください。12款2項1目1節総務費負担金であります。備考欄のふれあいバス運行事業負担金につきましては、ふれあいバス寺尾線を鹿沼市住民の方々も生活バスとして利用しておりますので、その運行経費に対する鹿沼市からの負担金であります。

次に、2目1節社会福祉費負担金であります。備考欄1行目の老人保護措置負担金につきましては

は、養護老人ホームへの措置入所者のうち収入のある方からの負担金であります。

次の在宅老人短期入所負担金（栃木）につきましては、介護保険認定対象外の方で一時的に在宅生活が困難な高齢者が養護老人ホームなどに短期入所した際の利用者負担金であります。

次の緊急ホームヘルパー派遣負担金（栃木）につきましては、介護保険が非該当のひとり暮らし等の方が緊急的に日常生活支援サービスが必要になった際の利用者負担金であります。

次の軽度生活援助員派遣負担金（栃木）につきましては、低所得のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に軽度の作業等を行うサービスで、軽度生活援助員を利用した際の利用者負担金であります。

次の配食サービス負担金（栃木）につきましては、在宅で生活するひとり暮らし等の方に昼食弁当の宅配を行うサービスで、1食当たり300円の食材費相当分の利用者負担金であります。これ以降、89ページまでの負担金につきましては、各総合支所における同様の負担金でありますので、説明を省略させていただきます。

次に、2節児童福祉費負担金であります。備考欄の学童保育事業負担金につきましては、放課後に保護者等がない家庭の小学校児童を対象に実施しました学童保育利用者の保護者負担金であります。

次の学童保育事業負担金滞納繰越分につきましては、学童保育を利用した児童の過年度分の保護者負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金（保育課）につきましては、公立保育園に入所する児童延べ8,984名分の保育料であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、民間保育園に入所する児童延べ7,464名分の保育料であります。

次の保育所受託児童保育費負担金につきましては、保護者の勤務先が栃木市にあるなどの理由により、市外から本市の保育園に受け入れた入所児童延べ119名分の保育料であります。

次の保育所児童保育費負担金滞納繰越分（保育課）につきましては、公立保育園に入所する児童の過年度分保育料であります。

次の民間保育所児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、民間保育園に入所する児童の過年度分保育料であります。

次に、92、93ページをお開きください。13款1項1目1節総務管理使用料であります。備考欄の下から2行目、真名子夢ホール敷地使用料につきましては、真名子夢ホール敷地内にあります電柱及び郵便ポストの敷地使用料であります。

次の真名子夢ホール使用料につきましては、真名子夢ホールの施設使用料であります。

次に、2目1節社会福祉使用料であります。備考欄1行目、大平隣保館使用料につきましては、施設の使用料であります。

次の大平地域福祉センター敷地使用料から都賀老人憩いの家等敷地使用料につきましては、電柱

の敷地使用料であります。

次ページをお開きください。備考欄 1 行目、西方さくらホーム行政財産使用料につきましては、さくらホームの一部を利用するシルバー人材センター西方事業所及び小倉堰土地改良区の光熱水費使用料であります。

次に、2 節児童福祉使用料であります。備考欄の児童福祉施設敷地使用料（こども課）から大平子どもセンター敷地使用料につきましては、各施設内にある電柱の敷地使用料であります。

次に、3 目 1 節保健衛生使用料であります。備考欄の新病院建設用地敷地使用料につきましては、新病院建設敷地内に設置しております東京電力の電柱敷地使用料であります。

次の斎場使用料（栃木）につきましては、市外の方の火葬場使用及び市内、市外の方の待合室の使用料でありまして、合わせて1,350件であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては37件、（藤岡）5件、（都賀）23件、（西方）21件であります。

次の霊柩自動車使用料（栃木）につきましては、往路、復路の霊柩自動車使用料でありまして、合わせて2,118件分の使用料であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては38件、（藤岡）4件、（都賀）46件、（西方）29件であります。

次の聖地公園永代使用料（栃木）につきましては、聖地公園の墓所12区画分の永代使用料であります。

次の衛生施設敷地使用料（栃木）につきましては、聖地公園や斎場等における東京電力及びN T T東日本の電柱等の敷地使用料であります。

次の保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会及びシルバー人材センターの事務室使用料が主なものであります。

次の急患センター敷地使用料につきましては、施設内にあります電柱等の敷地使用料であります。

次の保健福祉センター太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、太陽光発電促進に伴う栃木保健福祉センター屋根貸し出しに係る平成25年8月分からの使用料であります。

2 行飛びまして、墓地永代使用料（藤岡）につきましては、市営墓地の1 区画21万5,000円、21区画分の永代使用料であります。

2 行飛びまして、藤岡保健福祉センター使用料につきましては、調理実習室及び検診ホール利用者の使用料であります。

次に、96、97ページをお開きください。備考欄 2 行目、聖地公園永代使用料（都賀）につきましては、墓所1 基分の永代使用料であります。

1 行飛ばしまして、都賀保健センター敷地等使用料につきましては、東京電力電柱及びN T T電話柱の用地貸付料等であります。

次に、106、107ページをお開きください。13款 1 項 9 目 6 節社会教育使用料であります。備考欄 8 行目、集会所使用料については、施設の使用料であります。

次の集会所敷地使用料については、電柱等設置に係る敷地使用料であります。

次に、110、111ページをお開きください。2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料であります。備考欄1行目、戸籍手数料（栃木）につきましては、戸籍事務に伴う戸籍謄抄本等の交付手数料でありまして、交付件数は2万8,590件であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の（大平）につきましては5,261件、（藤岡）4,452件、（都賀）2,330件、（西方）1,285件であります。

次の住民基本台帳手数料（栃木）につきましては、住民票の写し等の交付手数料でありまして、交付件数は4万8,397件であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の（大平）につきましては1万2,997件、（藤岡）6,792件、（都賀）4,743件、（西方）2,486件であります。

次の印鑑証明等手数料（栃木）につきましては、印鑑登録、印鑑証明の手数料でありまして、交付件数は3万1,172件であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の（大平）につきましては1万220件、（藤岡）5,982件、（都賀）4,064件、（西方）2,224件であります。

次の臨時運行手数料（栃木）につきましては、仮ナンバーを貸与した手数料でありまして、取り扱い件数は783件であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の（大平）につきましては250件、（藤岡）218件、（都賀）294件、（西方）108件であります。

次の諸証明手数料（栃木）につきましては、身分証明、不在住証明等の交付手数料でありまして、交付件数は1,064件、以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の（大平）につきましては226件、（藤岡）220件、（都賀）100件、（西方）59件であります。

次に、2目1節保健衛生手数料であります。112、113ページです。備考欄の土砂等の埋め立て等事業許可申請手数料につきましては、7件分の申請手数料であります。

次の犬の登録手数料（栃木）につきましては、犬の新規登録及び鑑札再交付の手数料でありまして、交付件数は291件であります。以下、同じ項目の（大平）につきましては88件、（藤岡）64件、（都賀）54件、（西方）34件であります。

次の狂犬病予防注射済票交付手数料（栃木）につきましては、狂犬病予防注射済票の交付及び再交付手数料でありまして、交付件数は合わせて3,155件であります。以下、次ページにまたがって記載されております同じ項目の（大平）につきましては1,140件、（藤岡）785件、（都賀）646件、（西方）402件であります。

次に、2節清掃手数料であります。備考欄の聖地公園墓所管理手数料（栃木）につきましては、栃木市聖地公園の墓所2,224区画分の管理手数料であります。

次の犬猫死体処理手数料（栃木）につきましては、飼い犬、飼い猫などの死体の処理手数料でありまして、合わせて57件であります。以下、同じ項目の（藤岡）につきましては1件、（都賀）3

件、(西方) 1件であります。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料(栃木)につきましては、一般廃棄物処理業45件分の許可申請手数料であります。

次の粗大ごみ収集手数料(栃木)につきましては、一般家庭から排出される粗大ごみ1,374件の収集手数料であります。以下、同じ項目の(大平)につきましては759件、(藤岡) 420件、(都賀) 66件、(西方) 59件であります。

次の聖地公園墓所管理手数料滞納繰越分(栃木)につきましては、滞納になっていた清掃手数料であります。

3行飛ばしまして、次の墓地管理手数料(藤岡)につきましては、市営墓地328件分の管理手数料であります。

次の聖地公園墓所管理手数料(都賀)につきましては、墓所456区画分の管理手数料であります。

以上で13款使用料及び手数料までの説明を終わらせていただきます。

○委員長(平池紘土君) 藤田社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長(藤田正人君) それでは、少し飛びまして、118、119ページをお開きください。14款1項1目1節の社会福祉費負担金であります。

備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減における保険者支援分に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、障がい重複する重度の障がい者に支給しております特別障がい者手当等に対する4分の3の国庫負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する2分の1の国庫負担金であります。

次に、2節の児童福祉費負担金であります。備考欄、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当扶助費分に対する国庫負担金であります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、児童扶養手当給付に対する国庫負担金であります。

次の保育所運営費負担金につきましては、民間保育園に入所する児童に要した費用に対する国庫負担金であります。

次に、3節の生活保護費負担金であります。備考欄、生活保護費等負担金につきましては、生活扶助や医療扶助などとして支給いたしました生活保護費に対する4分の3の国庫負担金であります。

次に、2目1節の保健衛生費負担金であります。備考欄、未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費

の一部を公費負担するもので、その国庫負担分であります。

続きまして、120、121ページをお開きください。2項1目1節の社会福祉費補助金であります。備考欄1行目、地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者の日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事業費等に対しまして2分の1の国庫補助金であります。

次の障害者総合支援事業費補助金につきましては、障がい者自立支援制度改正に伴うシステム改修業務委託料に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の臨時福祉給付事業補助金につきましては、臨時福祉給付金給付事業に対する10分の10の国庫補助金であります。

次に、2節の児童福祉費補助金であります。備考欄、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子家庭高等技能訓練促進費等に対する国庫補助金であります。

次に、3節の生活保護費補助金であります。備考欄、生活保護費補助金につきましては、生活保護実施のための一般経常事務費に対する国庫補助金であります。

次に、2目1節の保健衛生費補助金であります。備考欄、がん検診推進事業費補助金につきましては、5歳刻みの節目の方を対象とした子宮頸がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診費用に対する補助金で、支出額の2分の1の補助であります。

続きまして、124、125ページをお開きください。5目1節の教育総務費補助金であります。備考欄1行目、幼稚園就園奨励費補助金につきましては、幼稚園に幼児が就園している世帯の保育料の保護者負担を軽減するための国庫補助金であります。

続きまして、126、127ページをお開きください。3項1目2節の戸籍住民基本台帳費委託金であります。備考欄1行目、中長期在留者住居地届け出等事務委託金につきましては、外国人の住居地届け出等に関する事務の取り扱いに対する国からの委託金であります。

次に、2目1節の社会福祉費委託金であります。備考欄、国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務費の委託金であります。

次の福祉年金事務委託金につきましては、福祉年金等事務費の委託金であります。

次の国民年金協力連携事務委託金につきましては、国民年金事務の協力や連携に係る委託金であります。

次に、2節の児童福祉費委託金であります。備考欄、特別児童扶養手当事務委託金につきましては、中度または重度の障がい児を監護する保護者に支給しております特別児童扶養手当の認定請求等の事務取り扱いに対する国庫委託金であります。

続きまして、128、129ページをお開きください。15款1項1目1節の社会福祉費負担金であります。備考欄1行目、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する4分の3及び保険者支援分に対する4分の1の県負担金であります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置

に対する4分の3の県の負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援費に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2節の児童福祉費負担金であります。備考欄、母子生活支援施設措置費負担金につきましては、母子生活支援施設に入所した方の措置費に対する県負担金であります。

次の児童手当負担金につきましては、児童手当扶助費分に対する県負担金であります。

次の保育所運営費負担金につきましては、民間保育園に入所する児童に要した費用に対する県負担金であります。

次に、3節の生活保護費負担金であります。備考欄、生活保護費負担金につきましては、居住地がないか、または明らかでない被保護者の生活保護費に対する4分の1の県負担金であります。

次に、2目1節の保健衛生費負担金であります。備考欄、未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その県負担分であります。

続きまして、130、131ページをお開きください。2項1目1節の総務管理費補助金であります。備考欄4行目、消費者行政活性化事業費補助金につきましては、消費者被害の未然防止、被害の拡大防止等の消費者行政のさらなる充実、強化を図るためのもので、消費生活基本計画策定事業等に対する県の地方消費者行政活性化基金からの補助率10分の10の補助金であります。

次の生活交通再構築事業費補助金につきましては、蔵タク及びふれあいバスの試行運行に対する県補助金であります。

次に、2目1節の社会福祉費補助金であります。備考欄、重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次の隣保館運営等事業費補助金につきましては、大平隣保館及び厚生センターの運営等に対する国と県からの地域改善事業費補助金であります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、日中一時支援事業費、日常生活用具給付等事業等に対する4分の1の県補助金であります。

次の民生委員推薦会交付金につきましては、民生委員推薦会開催に対する委員への報酬等に対する10分の10の県補助金であります。

次の育成医療費補助金につきましては、平成25年度より権限移譲されました医療助成制度で、県独自助成を引き継ぎ、平成25年度については全額県負担となるものであります。

次の難聴児補聴器購入費等補助金につきましては、平成25年度途中で事業創設されたもので、軽度・中等度難聴児補聴器購入費を助成し、補聴器の早期装着を促進し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するものであります。

次の在宅福祉事業費補助金につきましては、単位老人クラブや老人クラブ連合会の活動等に対す

る県補助金であります。

次の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金につきましては、既存の認知症高齢者グループホームへのスプリンクラー設備整備事業に対する県補助金であります。

次の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、生計が困難な方に対して、訪問介護、通所介護、短期入所、特養入所等の社会福祉法人等が実施する介護保険サービス利用者負担額軽減に対する県補助金であります。

次に、2節の児童福祉費補助金であります。備考欄、こども医療対策費補助金につきましては、こども医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次の妊産婦医療対策費補助金につきましても、妊産婦医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次のひとり親家庭医療費補助金につきましても、ひとり親家庭医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次の安心こども特別対策事業費補助金につきましては、子育て支援交付金からの移行部分である乳児家庭全戸訪問事業、養育支援家庭訪問事業等に係る県補助金であります。

次の子育て総合事業費補助金につきましては、学童保育事業運営費に対する県補助金であります。

132、133ページをお開きください。備考欄1行目、児童厚生施設等整備費補助金につきましては、大宮南小学童保育施設改修工事に対する県補助金であります。

次の安心こども特別対策事業費補助金につきましては、民間保育園の保育士等処遇改善や一時預かり事業に係る県補助金であります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、1歳児保育担当保育士や調理員の増員のための県特別保育事業や病後児保育、延長保育、休日保育実施のための保育対策等促進事業及び認可外保育施設運営のための民間育児サービス事業等に係る県補助金であります。

次の第3子以降保育料免除事業費補助金につきましては、保育園に通う18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、そのうち3人目以降で3歳未満児の保育料減免に対する県補助金であります。

次に、3節の生活保護費補助金であります。備考欄、栃木県緊急雇用創出事業補助金につきましては、生活保護受給者就労支援事業、住宅手当緊急特別措置事業に対する10分の10の県補助金であります。

次に、3目1節の保健衛生費補助金であります。備考欄、電気自動車充電設備設置事業費補助金につきましては、道の駅にしかたに設置いたしました電気自動車用の急速充電器の費用に対する県の補助金であります。

次の健康増進事業費補助金につきましては、健康増進法に基づく保健事業に対する補助金で、支出額の3分の2の補助であります。

次の自殺対策緊急強化事業補助金につきましては、自殺予防事業費に対する補助金で、支出額の

10分の10の補助であります。

次の予防接種事故処理費補助金につきましては、種痘予防接種による健康被害者に対する障がい年金等に係る補助金で、支出額の4分の3の補助であります。

次の病院群輪番制病院運営費補助金につきましては、2次救急医療の需要に応えるため実施される病院群輪番制病院運営事業に対する補助金で、基準額が1単位3万円で、休日71日、夜間365日の436単位分であります。

次の小児二次救急医療支援事業補助金につきましては、栃木、鹿沼医療圏における小児二次救急病院である獨協医科大学病院への助成額に対する補助金で、助成額の3分の2の補助であります。

次の未熟児養育医療費補助金につきましては、未熟児養育医療において、世帯の所得税額に応じて生じる医療費の自己負担額に対する県補助であります。

次の病院群輪番制病院設備整備費補助金につきましては、休日と夜間の重症患者の診療に当たる獨協医科大学病院の医療設備整備に対する県補助であります。

続きまして、136、137ページをお開きください。8目1節の教育総務費補助金であります。備考欄上から5行目、幼稚園第二子等保育料減免事業費補助金につきましては、幼稚園に同時就園する第2子以降の園児の保育料減免事業に対する県補助金であります。

続きまして、138、139ページをお開きください。3項1目2節の戸籍住民基本台帳費委託金であります。備考欄上から2行目、人口動態統計事務費委託金につきましては、人口動態統計事務に対する県からの委託金であります。

次に、2目1節の社会福祉費委託金であります。備考欄一番下、人権啓発推進事業委託金につきましては、児童が協力しながら花を育てることで、優しさや思いやりの気持ちを感じながら、人権を大切に作る心を成長させることを目的とした人権の花運動に対する県からの事業委託金であります。

続きまして、140ページ、141ページをお開きください。16款1項1目1節の土地建物貸付収入であります。備考欄上から6つ目、広告モニター設置収入（市民生活課）につきましては、本庁舎2階に設置した民間企業広告を放映するモニターの建物貸付収入等であります。

次の大平隣保館自動販売機設置収入につきましては、自動販売機の設置使用料及び電気使用料であります。

続きまして、142、143ページをお開きください。備考欄下から6つ目、渡良瀬の里自動販売機設置収入につきましては、自動販売機の設置使用料及び電気使用料であります。

続きまして、144、145ページをお開きください。備考欄上から2行目、都賀保健センター自動販売機設置収入につきましては、自動販売機の設置使用料及び電気使用料であります。

続きまして、146、147ページをお開きください。2目1節の利子及び配当金であります。備考欄4行目、地域医療対策基金利子、6つ飛びまして、印紙等購買基金利子と次の聖地公園管理基金利

子、地域福祉基金利子、罹災救助基金利子、保護費即時払基金利子の6つであります。それぞれの基金の利子であります。

続きまして、150、151ページをお開きください。17款1項3目1節の社会福祉寄附金であります。備考欄4つ目、社会福祉振興寄附金につきましては、市民や団体等からの寄附金で、地域福祉基金に積み立てをしたものであります。

続きまして、少し飛びまして、154、155ページをお開きください。18款1項1目1節の国民健康保険特別会計繰入金につきましては、収入はありませんでした。

次に、2目1節の後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、収入はありませんでした。

次に、3目1節の介護保険特別会計繰入金であります。備考欄1行目、介護保険特別会計繰入金につきましては、平成24年度一般会計繰入金の精算確定に伴い、繰り出し超過分を繰り入れたものであります。

続きまして、156、157ページをお開きください。2項4目1節の罹災救助基金繰入金につきましては、基金からの繰り入れはありませんでした。

次に、5目1節の地域福祉基金繰入金であります。備考欄、地域福祉基金繰入金につきましては、地域福祉事業の実施のため、基金条例に基づき一般会計へ繰り入れたものであります。

次に、6目1節の聖地公園管理基金繰入金につきましては、基金からの繰り入れはありませんでした。

続きまして、158ページ、159ページをお開きください。12目1節の地域医療対策基金繰入金であります。備考欄上から4行目、地域医療対策基金繰入金につきましては、地域医療の充実及び強化を図るための事業費用として、同基金から一般会計に繰り入れを行ったものであります。

続きまして、少し飛びまして、164、165ページをお開きください。20款3項1目1節の社会福祉費貸付金元利収入であります。備考欄3行目、老人保健施設整備貸付金元金収入につきましては、老人保健施設整備に係る貸付金に対する返還分であります。

次に、2目1節の衛生費貸付金元利収入であります。備考欄、栃木市土地開発公社資金貸付金元金収入につきましては、とちぎメディカルセンターの、仮称ではありますが、第1病院の建設用地整備事業に係る資金として土地開発公社に貸し付けた貸付金が事業完了に伴い返還された償還金収入であります。

それでは、少し飛びまして、168、169ページをお開きください。5項5目1節の印紙等売捌手数料であります。備考欄1行目、印紙等売捌手数料（栃木）及び次の同じく（都賀）につきましては、旅券申請に添付する収入印紙等を売りさばいた際に郵便局等から支払われる手数料であります。

次に、2節の雑入であります。備考欄最後、一般財団法人とちぎメディカルセンター職員給与負担金につきましては、本市からとちぎメディカルセンターに派遣しております職員2名分の給与負担金であります。

続きまして、170、171ページをお開きください。171ページ、備考欄中ほど、仮ナンバー弁償金等（市民生活課）につきましては、自動車の臨時運行許可の際に貸し出した仮ナンバー紛失によりお支払いいただいた2件分の弁償金であります。

次の放置自転車等移動保管料（交通防犯課）につきましては、150台分の放置自転車保管手数料であります。

次の栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等（保険医療課）につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員2名分の給与負担金であります。

次の回収資源物売払収入等（環境課）につきましては、一般家庭から分別排出されます資源物のうち、新聞、雑誌、段ボール等の売払収入が主なものであります。

次の福島原発事故に係る損害賠償金（環境課）につきましては、衛生センターにおける脱水汚泥の放射線濃度測定及び処分に係る費用に対する東京電力からの賠償金であります。

次の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金につきましては、道の駅にしかたに設置いたしました電気自動車用の急速充電器の費用に対する補助金であります。なお、本補助金につきましては、一般財団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の委託を受けて地方自治体等に助成をしているものであります。

次の男女共生大学聴講料等につきましては、栃木市男女共生大学聴講料6万1,000円及び女性誌売払収入2万2,500円が主なものであります。

次の大平りんぽかんまつり売り上げ代等につきましては、りんぽかんまつりの際のきな粉餅等の売り上げ代11万9,400円及び大平榎本集会所ふれあい交流会の参加者負担金4万9,600円であります。

次の自立支援医療費（更生医療）請求過誤未調整額返還金等（社会福祉課）につきましては、更生医療費請求過誤による返還金等であります。

続きまして、172、173ページをお開きください。備考欄2行目、障害支援区分開発モデル事業経費（社会福祉課）につきましては、障がい支援区分開発に係るモデル事業に対する経費補助であります。

次の生活保護費返還金等につきましては、生活保護法による返還金及び生活保護費資金前渡金預金利子が主なものであります。

次の生活保護費返還金滞納繰越分（生活福祉課）につきましては、生活保護費返還金滞納繰り越し分であります。

次の電話使用料等（こども課）につきましては、とちぎコミュニティプラザの公衆電話使用料、子ども手当、児童扶養手当及び遺児手当過払い返還金等であります。

次の保育所職員給食費等（保育課）から（西方）につきましては、各地域の職員給食費自己負担分及び保育所の遠足参加保護者負担金等であります。

次に、学校災害賠償補償保険金（保育課）につきましても、はこのもり保育園誤嚥事故和解に伴う賠償保険金であります。

次の老人福祉センター電話使用料等につきましても、老人福祉センター利用者の電話及びコピーの使用料と施設管理者の売店使用料で、それぞれ3園分の合計であります。

次の病院群輪番制病院運営費負担金等につきましても、病院群輪番制病院運営を初めとする救急医療対策事業を実施するに当たり、関係市町から事業実施主体である栃木市への負担金等ではありません。

続きまして、176、177ページをお開きください。備考欄下から5つ目、回収資源物売払収入等（生活環境課）（大平）につきましても、一般家庭から回収した新聞紙、段ボール等の資源物売却代金が主なものであります。

次の電話使用料等（健康福祉課）（大平）につきましても、大平子どもセンターの電話等使用料及び看護学生実習受け入れ謝金であります。

続きまして、178、179ページをお開きください。備考欄5つ目、回収資源物売払収入等（生活環境課）（藤岡）につきましても、新聞紙、段ボール等の古紙類売却代です。

次の看護実習受入謝金等（健康福祉課）（藤岡）につきましても、看護学生実習受け入れ謝金等であります。

6つ飛びまして、回収資源物売払収入等（生活環境課）（都賀）につきましても、回収した資源物の売払収入であります。

次の電話使用料等（健康福祉課）（都賀）につきましても、老人憩いの家電話等使用料及び看護実習受け入れ謝金であります。

次に、備考欄最後、回収資源物売払収入等（生活環境課）（西方）につきましても、一般家庭から収集した新聞紙、段ボール等の資源物の売払収入であります。

続きまして、180、181ページをお開きください。備考欄1行目、健康教育事業自己負担金等（健康福祉課）（西方）につきましても、自治医科大学看護学生5名の受け入れ委託料であります。

以上で歳入の所管部分についての説明を終わりとさせていただきます。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

以上で一般会計決算の所管関係部分の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時30分）

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

◎認定第2号の上程、説明

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第2、認定第2号 平成25年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。説明は、座ったままで結構です。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） それでは、平成25年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明に当たりまして、収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明させていただきますので、決算書の436、437ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、備考欄1行目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をいたしました21人分の給与等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、これも職員課の所管となりますが、臨時職員に係る健康保険料等の共済費であります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、職員課所管となりますが、各科目の予算で雇用いたしました非常勤職員の健康保険料等の共済費となりますので、説明を省略させていただきます。

次の国民健康保険事務費（栃木）であります。臨時職員賃金につきましては2名分の賃金として、郵便料につきましては保険証等の送付に係る郵便料として、電算処理委託料につきましてはレセプト71万7,676件の共同電算処理等に係る委託料として、OA機器借上料につきましてはパソコン14台分の借上料として、法定負担金につきましては特定健診等データ管理業務拠出金であります。

次の診療報酬明細書点検事務費であります。臨時職員賃金が主なもので、レセプト点検員4人分の賃金であります。

次の国民健康保険事務費（大平）につきましては、被保険者証、高齢者受給者証及び高額療養費通知発送の郵便料が主なものであります。

次の国民健康保険事務費（藤岡）につきましては、臨時職員1名分の賃金及び被保険者証等郵送料が主なものであります。

次の国民健康保険事務費（都賀）につきましては、保険証等に係る郵送料が主なものであります。

次の国民健康保険事務費（西方）につきましては、臨時職員1名分の賃金及び被保険者証の郵送料等の通信運搬費が主なものであります。

次に、2目連合会負担金、備考欄の国保団体連合会負担金につきましては、栃木県国民健康保険団体連合会の事務運営に要します経費の法定負担金が主なものであります。

次に、2項1目賦課徴収費であります。438、439ページをお開きください。備考欄の2行目、国民健康保険税賦課事務費につきましては、保険税に係る督促状郵送料と国保税賦課や催告処理等に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の国民健康保険税収納率向上事業費につきましては、収税課収納員2名分の報酬が主なものであります。

次の国民健康保険税徴収事務費につきましては、保険税に係る納税通知書の郵送料と滞納者に対する催告処理等に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の賦課徴収事務費（大平）、次の（藤岡）（西方）につきましては、納税通知書等の郵送料が主なものであります。

次に、3項1目運営協議会費、備考欄の運営協議会運営費につきましては、国保運営協議会委員18人分の報酬が主なものであります。

440、441ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費、備考欄の一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、延べ60万3,655件に要した療養給付費負担金であります。

次に、2目退職被保険者等療養給付費、備考欄の退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、延べ4万1,849件に要した療養給付費負担金であります。

次に、3目一般被保険者療養費、備考欄の一般被保険者療養費支払経費につきましては、柔道整復師による施術や補装具、はり、きゅう等の療養費、延べ1万3,451件に要した療養費負担金であります。

次に、4目退職被保険者等療養費、備考欄の退職被保険者等療養費支払経費につきましては、延べ877件に要した療養費負担金であります。

次に、5目審査支払手数料、備考欄の診療報酬等審査経費につきましては、国保団体連合会で審査したレセプト66万828件のレセプト審査手数料であります。

次に、2項1目一般被保険者高額療養費、備考欄の一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、延べ1万6,857件に要した高額療養費の負担金であります。

次に、2目退職被保険者等高額療養費ですが、442、443ページをお開きください。備考欄の退職被保険者等高額療養費支払経費につきましては、延べ902件に要した高額療養費の負担金であります。

次に、3目一般被保険者高額介護合算療養費、備考欄の一般被保険者高額介護合算療養費支払経費につきましては、12件に要した高額介護合算療養費の負担金であります。

次に、4目退職被保険者等高額介護合算療養費、備考欄の退職被保険者等高額介護合算療養費支払経費につきましては、1件に要した高額介護合算療養費の負担金であります。

次に、4項1目出産育児一時金、備考欄の出産育児一時金支払経費につきましては、1件当たり39万円を支給するものであります。産科医療補償制度医療機関で出産した場合は3万円を加算し

て支給しております。件数は、148件分の負担金であります。

次に、2目支払手数料、備考欄の出産育児一時金支払手数料につきましては、145件分の手数料であります。

次に、5項葬祭諸費ですが、444、445ページをお開きください。1目葬祭費、備考欄の葬祭費支払経費につきましては、葬祭1件につき5万円を支出するものでありまして、269件分の負担金であります。

446、447ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金、備考欄の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度の負担金でありまして、国保加入人数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次に、2目後期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、後期高齢者医療制度関係の事務費負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

448、449ページをお開きください。4款1項1目前期高齢者納付金、備考欄の前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者関係業務の負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次に、2目前期高齢者関係事務費拠出金、備考欄の前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前期高齢者納付金の事務費負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

450、451ページをお開きください。5款1項2目老人保健事務費拠出金、備考欄の老人保健事務費拠出金につきましては、老人保健の事務費に係る負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

452、453ページをお開きください。6款1項1目介護納付金、備考欄の介護納付金につきましては、40歳以上65歳未満の国保被保険者に係る負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

454、455ページをお開きください。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、一般被保険者に係る1件80万円を超える高額な医療費を対象とした県国保団体連合会を事業主体とする共同事業でありまして、県国保団体連合会への負担金であります。

次に、2目保険財政共同安定化事業拠出金、備考欄の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、一般被保険者に係る1件30万円を超える医療費を対象とした県国保団体連合会を事業主体とする共同事業でありまして、国保団体連合会への負担金であります。

次に、3目高額医療費共同事業事務費拠出金、備考欄の高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、県国保団体連合会への高額医療費共同事業の事務費拠出金であります。

次に、4目その他共同事業事務費拠出金、備考欄のその他の共同事業事務費拠出金につきましては、県国保団体連合会に委託している交通事故等による第三者行為損害賠償求償事務の拠出金であります。

456、457ページをお開きください。8款1項1目特定健康診査等事業費、備考欄2行目の特定健康診査事業費（栃木）につきましては、国保被保険者7,543人の方が受診されました特定健康診査の委託料であります。

次の特定保健指導事業費（栃木）につきましては、特定健康診査においてメタボリックシンドロームやその予備軍等と判定された被保険者に対し、生活習慣改善指導や支援を行ったもので、非常勤の管理栄養士1名分の報酬が主なものであります。

次の特定健康診査事業費（大平）につきましては、特定健康診査受診券発送の郵送料が主なものであります。

次の特定保健指導事業費（大平）につきましては、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣を改善し、生活習慣病の発病や重症化を予防するための特定保健指導を行った際の看護師等への報償金が主なものであります。

次の特定健康診査事業費（藤岡）につきましては、特定健診受診券等郵送料が主なものであります。

次の特定保健指導事業費（藤岡）につきましては、保健指導に関する報償金及び消耗品等であります。

次の特定健康診査事業費（都賀）につきましては、特定健康診査受診券発送の郵送料が主なものであります。

次の特定保健指導事業費（都賀）につきましては、特定保健指導関係委託料が主なものであります。

次の特定健康診査事業費（西方）につきましては、受診券及び健診結果通知の郵送料であります。

次の特定保健指導事業費（西方）につきましては、メタボリック等生活習慣改善のための保健指導用パンフレット等の消耗品の購入が主なものであります。

次に、2項1目保健衛生普及費、備考欄1行目の健康啓発事業につきましては、エイズ予防パンフレットの購入費であります。

1行飛びまして、医療費通知事業費（栃木）につきましては、年6回、延べ6万3,182通分の医療費通知郵便料及び医療費通知に係る電算処理委託料であります。

1行飛びまして、医療費通知事業費（大平）、次のページの医療費通知事業費（藤岡）（都賀）（西方）につきましては、年6回発送の医療費通知の郵送料であります。

460、461ページをお開きください。9款1項1目保険財政調整基金積立金、備考欄の保険財政調整基金積立金につきましては、保険財政調整基金より生じた利子を基金に積み立てたものであります。

す。

464、465ページをお開きください。11款1項1目一般被保険者保険税還付金、備考欄の2行目、一般被保険者過誤納還付金につきましては、463件分の保険税過誤納還付金であります。

次に、2目退職被保険者等保険税還付金、備考欄の退職被保険者等過誤納還付金につきましては、退職被保険者等に対する20件分の保険税過誤納還付金であります。

次に、3目償還金、備考欄の2行目、療養給付費等負担金等返還金につきましては、平成24年度の療養給付費等交付金等について超過分を返還したものであります。

次に、4目一般被保険者還付加算金、備考欄の一般被保険者過誤納還付加算金につきましては、54件分の一般被保険者に対する過誤納還付加算金であります。

次に、5目退職被保険者等還付加算金、備考欄の退職被保険者等過誤納還付加算金につきましては、1件分の退職被保険者に対する過誤納還付加算金であります。

468、469ページをお開きください。12款1項1目予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、決算書の406、407ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯は2万2,321世帯、人数は4万304人、収納率は88.7%であります。備考欄の還付未済金については213件であります。

2節後期高齢者支援金分現年課税分、課税世帯、人数は1節と同じでございます。収納率は88.7%であります。備考欄の還付未済金については133件であります。

3節介護納付金分現年課税分、課税世帯は1万814世帯、人数は1万3,656人、収納率は85.8%であります。備考欄の還付未済金については69件であります。

次に、4節医療給付費分滞納繰越分の収納率は19.5%であります。備考欄の還付未済金については18件であります。

5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は20.2%であります。備考欄の還付未済金については15件であります。

6節介護納付金分滞納繰越分の収納率は19%であります。備考欄の還付未済金については14件であります。

次の2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯は1,043世帯、人数は2,248人、収納率は96.8%であります。備考欄の還付未済金については1件であります。

2節後期高齢者支援金分現年課税分、課税世帯、人数は1節と同じで、収納率は96%であります。備考欄の還付未済金については1件であります。

3節介護納付金分現年課税分につきましては、課税世帯は1,332世帯、人数は1,994人、収納率は96.8%であります。備考欄の還付未済金については1件であります。

4節医療給付費分滞納繰越分の収納率は20.9%であります。

408、409ページをお開きください。5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の収納率は21.2%であります。

6節介護納付金分滞納繰越分の収納率は20.8%であります。備考欄の還付未済金については1件であります。

412、413ページをお開きください。3款1項2目1節督促手数料、備考欄の保険税督促手数料につきましては、保険税の督促手数料であります。

414、415ページをお開きください。4款1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分、備考欄1行目の療養給付費等から3行目の後期高齢者支援金につきましては、負担基本額の100分の32を国が負担したものであります。

次の2目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会が行う1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業の拠出金について、4分の1を国が負担したものであります。

次の3目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の3分の1を国が負担したものであります。

次に、2項1目1節普通調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するために国から交付されたものであります。

次に、2節特別調整交付金につきましては、災害その他特別な事情がある場合や医療費の適正化や収納率向上等の経営努力の顕著な保険者に対して国から交付されたものであります。

次に、2目高齢者医療制度円滑運営事業補助金ですが、416、417ページをお開きください。1節高齢者医療制度円滑運営事業補助金につきましては、70歳から74歳の医療費自己負担増の凍結措置延長による高齢受給者証の再交付費用であります。

418、419ページをお開きください。5款1項1目療養給付費等交付金、1節現年度分につきましては、退職被保険者等に係る療養給付費等の支払いのために社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

420、421ページをお開きください。6款1項1目前期高齢者交付金、1節現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るため財政調整を行うものでありまして、前期高齢者の加入率が全国平均を上回っているため、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

422、423ページをお開きください。7款1項1目1節高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会が行う1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業負担金の4分の1を県が負担したものであります。

次の2目1節特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導費について、県が3分の1を負担したものであります。

次に、2項1目財政調整交付金、1節安定化調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するための県交付金であり、一般被保険者に係る保険給付費見込み額等に対し、一律に6%を県から交付を受けたものであります。

次に、2節支援調整交付金につきましては、医療費適正化の取り組みや収納率向上の実績に応じて県から交付を受けたものであります。

424、425ページをお開きください。8款1項1目1節高額医療費共同事業交付金につきましては、各保険者の財政運営の不安定を緩和するため、一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業の交付金でありまして、国保連合会から交付を受けたものであります。

次に、2目1節保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国保財政の安定化、負担の平準化を図るため、一般被保険者の1件30万円を超える医療費を対象とした共同事業の交付金でありまして、国保連合会から交付を受けたものであります。

426、427ページをお開きください。9款1項1目1節利子及び配当金、備考欄の保険財政調整基金利子につきましては、基金から生じた利子であります。

428、429ページをお開きください。10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者への保険税を軽減した部分について一般会計からの繰入金であります。

2節その他一般会計繰入金、備考欄の出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金及び人件費等に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、2項1目1節国保財政調整基金繰入金につきましては、平成25年度国保の運営に必要な財源として保険財政調整基金を取り崩し、繰り入れたものであります。

430、431ページをお開きください。11款1項1目1節療養給付費等交付金繰越金につきましては、退職被保険者等の医療費支払いに係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金繰越金であります。

次の2目1節その他繰越金につきましては、前年度の決算剰余金を繰り越したものであります。

432、433ページをお開きください。12款1項1目1節一般被保険者延滞金、備考欄の1行目、一般被保険者延滞金から3行目の介護納付金分延滞金までにつきましては、一般被保険者の保険税滞納に係る延滞金であります。

次の2目1節退職被保険者等延滞金、備考欄の1行目、退職被保険者等延滞金から3行目の介護納付金分延滞金までにつきましては、退職被保険者等の保険税滞納に係る延滞金であります。

次に、2項1目1節預金利子、備考欄の預金利子につきましては、国保特別会計から生じた預金利子であります。

434、435ページをお開きください。3項2目1節一般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者に係る交通事故による第三者からの納付金33件分であります。

次に、3目1節退職被保険者等第三者納付金につきましては、退職被保険者に係る交通事故による第三者からの納付金1件分であります。

次に、4目1節一般被保険者返納金につきましては、一般被保険者からの返納金56件分であります。

次に、5目1節退職被保険者等返納金につきましては、退職被保険者からの返納金10件分であります。

次に、6目1節雑入、備考欄の1行目の雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員延べ11人から預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次の雑入につきましては、療養費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額及び診療報酬審査支払い業務により生じた栃木県国民健康保険団体連合会からの剰余金が主なものであります。

以上で国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘土君） ありがとうございました。

このまま、もうちょっと我慢してもらって、後期高齢のほうも入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎認定第3号の上程、説明

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第3、認定第3号 平成25年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 平成25年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。説明に当たりまして、収入及び支出のない科目につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の490、491ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、備考欄1行目の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員8人分の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の後期高齢者医療事務費（栃木）につきましては、被保険者証などの郵便料が主なものであります。

次の市庁舎整備に伴う後期高齢者医療広域連合システム移設委託費につきましては、市庁舎移転に伴う後期高齢者医療システム移設の委託料であります。

次の後期高齢者医療事務費（大平）（藤岡）（都賀）（西方）につきましては、消耗品が主なものであります。

次に、2項1目徴収費、備考欄1行目の後期高齢者医療保険料賦課事務費につきましては、納入通知書等の郵便料及び保険料賦課計算等の電算処理委託料が主なものであります。

次の後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては、保険料納入通知書等の電算処理委託料が主なものであります。

次の後期高齢者医療保険料賦課徴収事務費（大平）（藤岡）、次のページの（西方）につきましては、納入通知書等の郵送料が主なものであります。

494、495ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、備考欄1行目の後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、市で受け入れた保険料をそのまま栃木県後期高齢者医療広域連合に納付した負担金であります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、保険料の低所得者軽減措置に対します負担金であります。

496、497ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費、備考欄1行目の健康診査事業費（栃木）につきましては、医療機関への健康診査委託料と県広域連合への負担金が主なものであります。

次の健康診査事業費（大平）（藤岡）（都賀）（西方）につきましては、健康診査受診券の郵送料が主なものであります。

498、499ページをお開きください。4款1項1目保険料還付金、備考欄の後期高齢者医療保険料還付金につきましては、過誤納された保険料の還付金であります。

次に、2目保険料還付加算金、備考欄の後期高齢者医療保険料還付加算金につきましては、還付金に加算された利息相当分であります。

500、501ページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、476、477ページをお開きください。1款1項1目1節後期高齢者医療費特別徴収保険料につきましては、年金天引き分として、被保険者1万5,890人、収納率は100%であります。備考欄の還付未済金につきましては286件であります。

次に、2目1節後期高齢者医療普通徴収保険料現年度分につきましては、普通徴収分として、被保険者3,725人、収納率は98.5%であります。備考欄の還付未済金については73件であります。

2節後期高齢者医療普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰り越し分として、被保険

者95人、収納率は46.8%であります。

478、479ページをお開きください。2款1項1目1節督促手数料につきましては、保険料の督促手数料であります。

482、483ページをお開きください。4款1項1目1節事務費繰入金につきましては、人件費及び事務費に対します一般会計からの繰入金であります。

次に、2目1節保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減分に対します一般会計からの繰入金であります。

484、485ページをお開きください。5款1項1目1節前年度繰越金につきましては、前年度からの繰越金であります。

486、487ページをお開きください。6款1項1目1節延滞金、備考欄の延滞金につきましては、保険料滞納に対する延滞金であります。

次に、2項1目1節保険料還付金につきましては、過誤納された保険料の還付金であります。

次に、2目1節保険料還付加算金につきましては、還付金に加算された利子相当分であります。

次に、3項1目1節預金利子につきましては、後期高齢者医療特別会計から生じた預金利子であります。

488、489ページをお開きください。4目雑入、1節後期高齢者健診事業負担金につきましては、健康診査委託料及び事務費に対します県広域連合からの負担金であります。

次に、2節雑入につきましては、県広域連合からの高齢者医療制度特別対策補助金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時17分）

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎認定第4号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第4、認定第4号 平成25年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。説明は、座ったままで結構です。

田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） それでは、平成25年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算についてご説明申し上げます。なお、収入及び支出がゼロの項目については説明を省

略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、歳出からご説明いたしますので、540、541ページをお開きください。1款1項1目、備考欄の職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、一般管理費において予算措置をいたしました職員23人分の給与等の人件費であります。

次の区市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、これも職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、これも職員課の所管となりますが、臨時職員に係る健康保険料等の共済費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費、区市町村総合事務組合負担金及び臨時職員共済費につきましては、同様の内容となりますので、説明を省略させていただきます。

次の介護保険総務費（栃木）につきましては、被保険者証などの郵送料、介護保険システム保守委託料、国保連合会伝送通信用のパソコン購入費などが主なものであります。

次の介護保険システム改修事業費につきましては、本年4月からの消費税改正に伴う介護保険システムの改修費であります。

次の介護保険総務費（大平）につきましては、臨時職員1名分の賃金及びコピー機の借上料が主なものであります。

次の介護保険総務費（藤岡）につきましては、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の介護保険総務費（都賀）につきましては、一般事務費及び臨時職員1名分の賃金であります。

次の介護保険総務費（西方）につきましては、介護保険システムパソコンの耐用年数経過に伴う機器購入が主なものであります。

続きまして、2項1目賦課徴収費につきましては、542、543ページをお開きください。備考欄の介護保険料賦課事務費及び次の介護保険料徴収事務費につきましては、保険料徴収開始通知書、納入通知書等の郵送料及び電算委託料であります。

次の各総合支所の介護保険料賦課徴収事務費の主なものは郵送料であります。

続きまして、3項1目、備考欄の2行目、介護認定審査会事務費のうち介護認定審査会委員報酬につきましては、介護認定の審査判定を行う機関として、保健、医療、福祉の学識経験者62人で構成する年間300回の介護認定審査会の開催に係る経費であります。

2行飛んで、主治医意見書作成手数料につきましては、介護認定申請された場合に、申請に必要な主治医意見書の作成手数料であります。

次に、2目、備考欄の2行目、介護認定調査等事務費につきましては、介護認定調査員14名分の報酬及び認定調査の実施などの介護認定調査に要した経費であります。

次に、546、547ページをお開きください。2款保険給付費であります。中ほどの2目、備考欄の

特例居宅介護サービス給付費につきましては、市が基準該当居宅サービスとして実施している介護タクシーを利用した際に支給した99件分の給付費であります。

次に、548、549ページをお開きください。7目、備考欄の居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護者がシャワーチェアなどの入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具を購入した際に支給した574件分の給付費であります。

次に、8目、備考欄の居宅介護住宅改修費につきましては、要介護者が住みなれた家で生活するため、手すりの取り付けや段差解消などの日常生活に必要な小規模の住宅改修を行った際に支給した350件分の給付費であります。

次に、9目、備考欄の居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護者に対して居宅介護支援事業者が居宅介護サービス計画の作成及びケアマネジメントに対して支払われた給付費で、3万9,954件分であります。

続きまして、2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1及び要支援2に認定された方への給付費で、1項の介護サービス等諸費と同様の事業内容でありますので、件数のみ報告し、説明にかえさせていただきます。1目介護予防サービス給付費につきましては、9,823件であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、128件であります。

次に、550、551ページをお開きください。5目介護予防福祉用具購入費につきましては、96件あります。

6目介護予防住宅改修費につきましては、94件であります。

7目介護予防サービス計画給付費につきましては、7,577件であります。

次に、3項1目、備考欄の審査支払手数料につきましては、介護報酬の審査支払いにかかわる栃木県国保連合会への事務処理手数料でありまして、1件当たりが72円で、件数にしますと15万1,526件分であります。

次に、4項1目高額介護サービス費につきましては、要介護者が介護サービスを受けて支払った自己負担額が1カ月の負担限度額を超えたときに、その超えた分を償還払いし、負担軽減を図ったことによる給付費で、1万5,367件であります。

次に、552、553ページをお開きください。2目、備考欄の高額介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する同様の給付費で、87件であります。

次に、5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険における世帯内で医療及び介護保険の両制度における自己負担の合計額が1年の限度額を超えたときに、その超えた分を案分して要介護者に償還払いした給付費で、645件であります。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者で低所得の方が施設入所サービスを利用した際の食費と居住費について負担軽減を図るため、利用者の負担段階に応じ

て補足給付したもので、1万546件であります。

次に、3目の特定入所者介護予防サービス費につきましては、要支援者に対する同様の給付費で、23件であります。

次に、556、557ページをお開きください。4款1項1目、備考欄の介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度の決算剰余金の一部及び基金運用利子の積み立て分であります。

次に、558、559ページをお開きください。5款1項1目、備考欄6行目の運動器機能向上事業費（栃木）につきましては、運動器の機能が低下している2次予防事業対象者等に運動教室を実施した際の健康運動指導士への報償金が主なものであります。

次の栄養改善事業費（栃木）につきましては、低栄養状態にある2次予防事業対象者等を対象に個別相談や栄養教室を実施した際の栄養士への報償金であります。

次の口腔機能向上事業費（栃木）につきましては、食べ物をかんだり飲み込んだりする口腔機能が低下している2次予防事業対象者等に口腔機能を向上させるための教室を実施した際の歯科衛生士等への報償金が主なものであります。

次の閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業費（栃木）につきましては、閉じこもりや認知症等のおそれのある2次予防事業対象者等に教室等を開催した際の臨時看護師等の賃金が主なものであります。

次の介護予防訪問事業費（栃木）につきましては、生活機能が低下している虚弱な高齢者を対象に家庭訪問を行い、健康問題等の指導をする臨時看護師の賃金が主なものであります。

次の二次予防事業対象者把握事業費（栃木）につきましては、要介護状態となるおそれの高い高齢者を把握するため、市内全域の65歳以上の方に対して基本チェックリストを配布、回収する調査を実施した際の郵便料と委託料が主なものであります。

次の複合型介護予防事業費（栃木）につきましては、運動、口腔、栄養の複合的な内容の介護予防教室を実施した際の事業委託料が主なものであります。なお、委託料については、総合支所分も本庁に一本化しております。

次の運動器機能向上事業費（大平）につきましては、非常勤職員1名分の報酬及び運動器機能向上の2次予防教室開催に係る運動指導士、看護師の報償金が主なものであります。

次の閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業費（大平）につきましては、事業を実施した際の講師謝礼が主なものであります。

次の二次予防事業対象者把握事業費（大平）及び次の561ページをお願いします、備考欄3行目の同事業（藤岡）、1つ飛んで、同事業（都賀）、3つ飛んで、同事業（西方）につきましては、対象者把握のための基本チェックリストの郵送料が主なものであります。

同じページの備考欄1行目の閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業費（藤岡）につきましては、対象者を送迎する委託料が主なものであります。

2つ飛んで、複合型介護予防事業費（藤岡）につきましては、各種運動教室の報償金及び対象者を送迎する委託料が主なものであります。

1つ飛んで、介護予防訪問自動車購入費（都賀）につきましては、訪問用自動車の購入費であります。

次の複合型介護予防事業費（都賀）につきましては、講師謝礼及び参加者送迎のための自動車借上料が主なものであります。

次の運動器機能向上事業費（西方）につきましては、介護予防教室に係る健康運動指導士の報償費及びリハビリ教室参加者の送迎委託料が主なものであります。

1つ飛んで、複合型介護予防事業費（西方）につきましては、事業実施の際の嘱託保健師への報償費が主なものであります。

続きまして、2目、備考欄7行目の在宅老人介護予防宣伝事業費につきましては、高齢者保健福祉サービスの有効活用を図るため、サービス案内用の冊子の印刷代が主なものであります。

次の介護予防普及啓発事業費（栃木）につきましては、一般高齢者を対象に実施した運動器の機能向上、栄養改善など各種介護予防教室を開催した際の講師への報償金が主なものであります。

次の地域介護予防活動支援事業費（栃木）につきましては、地域において自発的な介護予防活動が実施されるよう、地域の人材育成を目的にますます元気サポーター養成講座を開催した際の講師への報償金が主なものであります。

1つ飛んで、介護予防普及啓発事業費（大平）につきましては、1次予防事業対象者に対して各地区公民館等において開催した運動教室業務委託料が主なものであります。

次の地域介護予防活動支援事業費（大平）につきましては、介護予防活動に関するボランティア養成講座の際の講師報償金が主なものであります。

次に、562、563ページをお開きください。備考欄1行目の介護予防普及啓発事業費（藤岡）につきましては、運動教室及び老人クラブ等健康教室を開催した際の運動指導士、看護師、歯科衛生士の報償費が主なものであります。

次の地域介護予防活動支援事業費（藤岡）につきましては、介護予防活動に関するボランティアを養成する講座の消耗品費であります。

1つ飛んで、介護予防普及啓発事業費（都賀）につきましては、介護予防教室講師報償金及び参加者送迎のための自動車借上料等が主なものであります。

次の地域介護予防活動支援事業費（都賀）につきましては、講師報償金が主なものであります。

1つ飛んで、介護予防普及啓発事業費（西方）につきましては、1次予防事業として元気アップ教室に係る嘱託保健師への報償費が主なものであります。

次の地域介護予防活動支援事業費（西方）につきましては、ボランティア養成講座に係る消耗品費であります。

続きまして、2項1目介護予防ケアマネジメント事業費ですが、備考欄2行目からの地域包括支援センター事務費（栃木）から（西方）につきましても、各地域にある地域包括支援センターの運営に係る経費でありまして、主なものは、OA機器借上料、臨時職員の賃金、通信運搬費、訪問用自動車の燃料代などです。

次に、2目、備考欄の総合相談事業費（栃木）、次の同（大平）、565ページをお願いします、同（藤岡）につきましても、地域包括支援センターにおいて高齢者の生活や健康問題等、総合的な相談支援業務等を担う社会福祉士の業務委託料です。

次に、3目、備考欄3行目の権利擁護事業費（栃木）、次の同（都賀）につきましても、高齢者虐待等の相談業務等を担う非常勤の社会福祉士2名分の報酬が主なものです。

次に、4目、備考欄3行目の包括的継続的ケアマネジメント支援事業費（栃木）につきましても、地域包括支援センターでケアマネジメント支援業務を担う非常勤のケアマネジャーの報酬と主任ケアマネジャーの社会福祉協議会への委託料が主なものです。以下、同事業（大平）（藤岡）（都賀）（西方）におきましても、主任ケアマネジャーの委託料及び非常勤のケアマネジャーの報酬などです。

次に、5目任意事業費につきましても、566、567ページをお開きください。備考欄1行目の家族介護支援事業費（栃木）につきましても、介護に携わる家族を支援するための講座を開催した際の講師への報償金が主なものです。

次の高齢者地域見守り支援事業費（栃木）につきましても、認知症サポーター養成講座の講師謝金や認知症に関する市民特別講座を開催した際の映画上映及び講演委託料が主なものです。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費につきましても、川原田市営住宅のシルバーハウジングに設置した高齢者相談所に生活援助員を配置し、入居者からの相談対応や支援を行う生活援助員派遣業務委託料が主なものです。

次の地域自立支援事業費（栃木）につきましても、栃木地域の地域包括支援センターの24時間通報体制を確保するため、夜間、休日の電話相談業務の委託料です。

1つ飛んで、家族介護継続支援事業費（栃木）につきましても、要介護3以上の認定を受けた高齢者を在宅介護している方への介護手当やおむつ購入費用の助成金です。

次の介護給付等適正化事業費（栃木）につきましても、介護給付において介護サービス状況を周知するため、介護給付費の通知等を行ったものです。

次の住宅改修理由書作成支援事業費（栃木）につきましても、居宅介護支援を受けていない要介護等の方に対して住宅改修の理由書を作成した場合に介護支援専門員等に1件2,000円の報償金を支払うもので、14件分です。

以下、各地域の事業につきましても、栃木地域と同様の事業となっておりますので、説明を省略させていただきますが、特色のある事業としまして、備考欄中段より少し下の傾聴事業費につつま

しては、大平地域において実施している事業で、閉じこもり、鬱病予防のため、高齢者宅や施設等に出向いて高齢者の話し相手となる傾聴ボランティア団体への補助金であります。

3つ飛んで、家族介護支援事業費（都賀）につきましては、社会福祉法人に委託して行った生活介護支援サポーター養成講座委託料であります。

次の高齢者地域見守り支援事業費（都賀）につきましては、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、栃木市社会福祉協議会に委託して行ったいきいきサロン事業委託料であります。

ページが少し飛びますが、572、573ページをお開きください。7款1項1目、備考欄の第1号被保険者過誤納還付金につきましては、65歳以上の被保険者に対する保険料の過誤納還付金であります。

次に、2目、備考欄の国庫支出金等返還金につきましては、平成24年度介護給付費交付金及び地域支援事業費交付金の精算確定により超過交付となった額を返還したものであります。

続きまして、2項1目、備考欄の一般会計繰入金につきましては、平成24年度介護保険特別会計の精算により一般会計繰入金の超過分を繰り出したものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、508、509ページをお開きください。1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、保険給付費の21%に当たる65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、収納率は97.2%であります。

1節現年度分特別徴収保険料ですが、被保険者は3万4,472人、収納率が100%であります。備考欄の還付未済金は208件であります。

2節現年度分普通徴収保険料ですが、被保険者は4,435人、収納率は87.3%でありまして、備考欄の還付未済金は27件であります。

3節滞納繰越分普通徴収保険料ですが、滞納者は589人、収納率は24.2%で、前年度より1.2ポイント増えております。

次に、512、513ページをお開きください。3款1項2目の督促手数料につきましては、普通徴収の介護保険料に係る督促手数料であります。

次に、514、515ページをお開きください。4款1項1目1節介護給付費負担金の現年度分につきましては、国からの介護給付費に対する負担金でありまして、交付率については、居宅給付費分が給付費の20%、施設等給付費分が15%であります。

次に、2項1目1節、備考欄の現年度分調整交付金につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するため国から交付されるもので、交付率は全国平均5%であります。栃木市は4.75%となっております。

次に、2目地域支援事業交付金（介護予防事業）と次の3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、地域支援事業費に係る国の交付金でありまして、交付率は、介護予防事業は25%、包括的支援事業・任意事業は39.5%であります。

次に、4目介護保険事業費補助金につきましては、本年4月からの消費税改定に伴う介護保険システム改修費に対する国の補助金であります。

次に、518、519ページをお開きください。5款1項1目介護給付費交付金、1節の現年度分につきましては、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、交付率は保険給付費の29%であります。

次に、2目地域支援事業支援交付金につきましては、第2号被保険者の保険料分で、介護予防事業に係る支払基金からの交付金であります。

次に、520、521ページをお開きください。6款1項1目介護給付費負担金につきましては、県からの介護給付費に対する負担金でありまして、居宅分で保険給付費の12.5%、施設分で17.5%であります。

次に、3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）につきましては、地域支援事業に対する交付金で、交付率は事業費の12.5%であります。

次に、2目、同事業（包括的支援事業・任意事業）につきましては、交付率19.75%であります。

次に、3目事業費補助金につきましては、522、523ページをお開きください。備考欄の地域支え合い体制づくり市町村事業費補助金につきましては、生活介護支援サポーター養成講座の開催に係る県補助金であります。

次に、524、525ページをお開きください。7款1項1目、備考欄の介護給付費準備基金利子につきましては、介護給付費準備基金から生じた利子であります。

次に、528、529ページをお開きください。9款1項1目1節介護給付費繰入金の現年度分につきましては、市負担分として介護給付費の12.5%に当たる繰入金であります。

2目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）につきましては事業費の12.5%、次の3目（包括的支援事業・任意事業）につきましては19.75%に当たる市からの繰入金であります。

4目のその他一般会計繰入金につきましては、職員人件費及び事務費等に係る費用をそれぞれ一般会計から繰り入れたものであります。

続きまして、2項基金繰入金につきましては、530、531ページをお開きください。備考欄の介護給付費準備基金繰入金ではありますが、介護給付費の財源に充てるため、基金を取り崩したものであります。

次に、532、533ページをお開きください。10款1項1目、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成24年度決算確定に伴う前年度繰越金であります。

次に、534、535ページをお開きください。11款1項1目、備考欄の第1号被保険者延滞金につきましては、延滞金181件分であります。

次に、2項1目、備考欄の預金利子につきましては、普通預金利子であります。

次に、3項3目返納金につきましては、536、537ページをお開きください。備考欄の返納金につ

きましては、不正請求に伴う介護事業所からの介護報酬返納金であります。

次に、4目、備考欄の1行目、雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入しておりました臨時職員及び非常勤職員延べ29人から預かりました雇用保険料の自己負担分であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣負担金（高齢福祉課）につきましては、シルバーハウジング入居者からの負担金であります。

次の雑入（高齢福祉課）につきましては、訪問用自動車の入れかえに係る任意保険解約返戻金が主なものであります。

次の雑入（介護保険課）につきましては、介護認定調査員報酬の過払いに伴う返還金であります。

次の雑入（大平）につきましては、看護学生実習受け入れ謝金とパソコン修理に係る動産総合保険料であります。

次の雑入（藤岡）及び同（都賀）につきましては、看護学生実習受け入れ謝金であります。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第5号の上程、説明

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第5、認定第5号 平成25年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

田谷介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（田谷晴男君） 続きまして、平成25年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳出からご説明いたしますので、決算書の590、591ページをお開きください。1款1項1目、備考欄の職員人件費につきましては、本会計で予算措置をいたしました職員2名分の給与等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合の負担金であります。

次の介護予防サービス計画委託費につきましては、介護予防サービス計画作成を指定居宅介護支援事業所に委託した際の委託料で、委託件数は6,794件であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、582、583ページをお開きください。1款1項1目1節、備考欄の介護予防サービス計画費収入につきましては、指定介護予防支援事業所であり、また地域包括支援センターが要支援と認定された方の介護予防サービス計画を作成した際の収入であります。ケアプランの作成件数は7,984件であります。

次に、584、585ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の職員給与費等繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で、地域包括支援センター職員の人件費であります。

次ページ以降の3款繰越金、4款諸収入につきましては、保険事業勘定と同様の事業内容ですので、説明を省略させていただきます。

以上で介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第18号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第6、認定第18号 平成25年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） それでは、平成25年度栃木地区広域行政事務組合歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の24、25ページをお開きください。初めに、歳出であります。民生に係る事項は3款衛生費から5款予備費であります。

主なものについて、事項別明細書の備考欄の記載に従い、ご説明いたします。3款1項1目清掃総務費の備考欄をごらんください。職員人件費につきましては、ごみ処理業務を行う職員5名分の給与等の人件費であります。

次に、7節賃金の備考欄をごらんください。臨時職員賃金につきましては、とちぎクリーンプラザにおいて再生可能な粗大ごみを再生品として修理、修繕する臨時職員2名分の賃金であります。

26、27ページをお開きください。13節委託料の備考欄をごらんください。環境モニタリング分析調査業務委託料につきましては、施設の安全性、信頼性を保つことを目的に、とちぎクリーンプラザ周辺地域の大气5地点、土壌8地点及び水質6地点についてダイオキシン類等の測定を実施したものであります。

次に、19節負担金補助及び交付金の備考欄をごらんください。栃木県市町村総合事務組合負担金につきましては、退職手当支給事業に係る負担金として、栃木県市町村総合事務組合に対し支出したものであります。

次に、23節償還金利子及び割引料の備考欄をごらんください。昭和53年度分国庫支出金返還金につきましては、昭和53年度に国の補助を受け建設した北部清掃工場の粗大ごみ解体を行いました。解体時の評価額が解体費用を含め、解体費用を650万円ほど上回る結果となったため、国の補助金交付要綱等の規定に基づき、評価額と解体費用の差額のうち国の補助金に相当する金額、具体的には差額に補助率の4分の1を掛けて得た額を償還金として国に返還したものであります。

続きまして、2目塵芥処理費についてご説明いたします。13節委託料の備考欄をごらんください。とちぎクリーンプラザ包括的業務委託料につきましては、とちぎクリーンプラザの運転管理、点検、修繕などの維持管理及び施設の運営に必要な電力、燃料、消耗品等の調達業務を一括して委託したものでありまして、平成18年度から実施しているものであります。

次の最終処分業務委託料につきましては、燃やすごみまたは燃やせないごみを処理した際に生ずる残渣の運搬処分を委託したものであります。

次の処理困難物処理業務委託料につきましては、とちぎクリーンプラザにおいて処理ができないベッド、ソファーなどの粗大ごみまたは乾電池、蛍光管等の有害ごみの運搬処分を委託したものであります。

次の各種資源化処理業務委託料につきましては、とちぎクリーンプラザに搬入された瓶、プラスチックトレイ、ガラス残渣について資源化処理を委託したものが主なものであります。

次の焼却灰等放射能濃度測定業務委託料につきましては、燃やすごみを焼却した際に生ずる灰、スラグ等について放射能濃度の測定を委託したものであります。なお、測定結果につきましては、全て国の基準値を下回る数値でありました。

次の排水管渠設計業務委託料及び15節工事請負費排水管渠工事につきましては、とちぎクリーンプラザの雨水を調整池から吉原川へ放流する工事の設計を委託し、及びそれに基づき施工したものであります。

28、29ページをお開きください。4款公債費でございます。1項1目元金につきましては、衛生関係7件分の元金償還金であります。

次の2目利子につきましては、衛生関係8件分の利子償還金であります。

5款予備費につきましては、支出はありませんでした。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入についてご説明いたします。決算書16、17ページをお開きください。1款1項1目分担金につきましては、議会総務費、衛生費それぞれの算出基礎に基づき、構成市町であった栃木市と岩舟町から分担金として納付いただいたものであります。

次の2款1項1目手数料につきましては、栃木市及び岩舟町内の事業者等からとちぎクリーンプラザに直接搬入された4万577件分の廃棄物処理手数料収入であります。

次の3款1項1目利子及び配当金につきましては、総務に係るものですので、説明は省略させていただきます。

18、19ページをお開きください。4款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、とちぎクリーンプラザの排水管渠工事等に係る衛生費の財源として基金から繰り入れをしたものであります。

次の5款1項1目繰越金につきましては、議会総務費及び衛生費における前年度の繰越金であります。

次に、6款諸収入でございますが、20、21ページをお開きください。6款1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金の預金利子収入であります。

次に、2項1目雑入の備考欄をごらんください。1行目の派遣職員給与負担金につきましては、組合から栃木市へ派遣した職員2名分の人件費に係る負担金として栃木市から納付されたものであります。

次の資源有価物売却代につきましては、アルミニウム、スチール、紙類等の有価物の売却代であります。

次の再生品提供事業売上金につきましては、粗大ごみとして搬入された自転車、家具等を修理、修繕し、再生品として売却した際の売上金であります。

次の余剰電力売却代につきましては、とちぎクリーンプラザにおいて発電した電力のうち余剰となるものを東京電力株式会社に売却したものであります。

次のペットボトル有償入札拠出金につきましては、ペットボトルの引き渡し量に応じて公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から納付された拠出金であります。

次の原子力発電所の事故に係る損害賠償金につきましては、福島第一原子力発電所の事故に伴う賠償金として東京電力株式会社から納付されたものであります。具体的には、平成24年度中に支出した焼却灰等52検体分の放射能濃度測定委託費用に対する賠償金であります。

次の再商品化合理化拠出金等につきましては、再商品化合理化拠出金のほか8件分の収入であります。

以上で平成25年度栃木地区広域行政事務組合歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第26号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第7、認定第26号 平成26年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） それでは、平成26年度栃木地区広域行政事務組合歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の18、19ページをお開きください。歳出において民生に係る事項は3款衛生費ですが、3款1項1目清掃総務費及び2目塵芥処理費ともに支出はありませんでした。

歳出の説明は以上です。

続きまして、歳入についてご説明いたします。決算書16、17ページをお開きください。1款1項1目手数料につきましては、とちぎクリーンプラザに直接搬入されました249件分の廃棄物処理手

数料収入であります。

次の2款1項1目繰越金につきましては、平成25年度と平成26年度が同日打ち切り決算となったことから、収入はありませんでした。

3款1項1目雑入につきましては、収入はありませんでした。

以上で平成26年度栃木地区広域行政事務組合歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

（午後 1時58分）

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◎認定第12号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第8、認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。説明は、座ったままで結構です。

海老沼生活環境課長。

○岩舟総合支所生活環境課長（海老沼文明君） それでは、平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算につきまして、所管関係部分につきまして順次ご説明申し上げます。岩舟町の平成25年度歳入歳出決算書、別冊ですが、をご用意ください。

初めに、歳出から説明させていただきますので、決算書の42、43ページをお開きください。なお、主要事務事業につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、2款1項8目交通安全対策費であります。備考欄1行目、交通指導員運営事業につきましては、交通指導員6名分の報酬及び期末手当が主なものであります。

次の交通安全施設整備事業につきましては、町道の区画線設置工事及び貨物車の購入が主なものであります。

次に、9目防犯対策費であります。備考欄の一般経費につきましては、防犯灯1,730灯ですが、LEDへの交換や新設工事等及び自治会への防犯灯1,615灯分ですが、電気料を含む維持管理費補助を行ったものが主なものであります。

次に、10目諸費であります。備考欄4行目、旅券事務費につきましては、一般旅券の申請受け付け、交付業務を行う嘱託職員1名の報酬が主なものであります。

次に、44、45ページをお開きください。一番下のほうになるのですが、2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。備考欄1行目、一般経費につきましては、法令追録代及び事務用消耗品費

が主なものであります。

次の戸籍電子システム事業につきましては、戸籍システム運用保守委託料及び戸籍システムリース料が主なものであります。

次に、46、47ページをお開きください。備考欄、合併移行経費につきましては、コンビニ交付システム機器一式、レジスター、牽引機等の事務購入費が主なものであります。

次に、2目住民情報管理費であります。備考欄1行目、一般経費につきましては、住民マスター更新料及び事務用消耗品費が主なものであります。

次の住基ネットワークシステム事業につきましては、住基ネットワークシステムハード保守等委託料及び住基ネット業務関連機器の備品購入費が主なものであります。

続きまして、50、51ページをお開きください。2款7項1目人権推進総務費でございますが、備考欄の一般経費につきましては、事務用消耗品費が主なものであります。

次の人権擁護委員活動事業につきましては、3市3町から成る栃木人権擁護委員協議会並びに栃木市、岩舟町から成る栃木人権擁護委員協議会第1部会負担金が主なものであります。

次の人権啓発推進事業につきましては、人権講演会時講師謝礼、人権カレンダー印刷製本代及び人権啓発物品代等であります。

次の同和対策事業につきましては、事業を推進するため、民間運動団体への委託料及び活動補助金のほかに人権研究集会や各種研修会の参加負担金が主なものであります。

次に、2目隣保事業推進費の備考欄、一般経費につきましては、視察研修会旅費並びに栃木県隣保館連絡協議会負担金であります。

次に、3款1項1目社会福祉総務費であります。備考欄1行目、一般経費につきましては、事務費や各福祉団体への補助金、平成24年度障害者自立支援給付費等国庫負担金、県負担金確定に伴う返還金が主なものであります。

次に、3つ飛びまして、備考欄5行目、民生委員活動推進事業につきましては、民生委員、児童委員の活動に係る報酬及び民生委員児童委員協議会への補助金等が主なものであります。

次の社会福祉協議会補助金につきましては、岩舟町における地域福祉、在宅福祉等の充実を図るため、岩舟町社会福祉協議会に支出した補助金であります。

次の特定疾患福祉手当事業につきましては、原因不明や治療が確立していない難病に罹患した者または保護者に対し月額3,000円の手当を年2回支給するもので、手当の扶助費が主なものであります。

次に、2つ飛びまして、備考欄10行目、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、低所得世帯の国民健康保険税軽減分に対する保険基盤安定繰出金及び出産育児一時金や事務費等に対する繰出金、歳入歳出を補填した繰出金が主なものであります。

次の知的障害者福祉金支給事業につきましては、町内に住所を有する在宅の知的障がい者で、療

育手帳所持者またはその保護者に対し年額5,000円の福祉金を支給するもので、支給金の扶助費が主なものであります。

次の低所得者利用者軽減事業につきましては、平成24年度事業県補助金の返還金であります。

次に、52、53ページをお開きください。備考欄3行目、障がい程度区分認定審査会につきましては、障がい程度区分を認定するための審査会委員報酬、障がい程度区分認定調査員賃金及び主治医の意見書作成手数料が主なものであります。

次の後期高齢者医療費につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に対する法定負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

次に、1つ飛びまして、6行目の合併移行経費につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業の合併に係る消耗品代であります。

次に、2目老人福祉費であります。備考欄1行目、一般経費につきましては、事務費のほかに冬季の燃料費高騰に伴う生活支援としまして支給した扶助費が主なものであります。

次の老人福祉施設入所委託事業につきましては、65歳以上の方で在宅での生活ができない状況にある要援護高齢者の入所措置委託料が主なものであります。

次の介護予防・地域支え合い事業につきましては、要援護高齢者やひとり暮らし高齢者に対し、自立と生活の質の向上を図るため、社会福祉協議会等に支出した生きがい活動支援通所事業委託料が主なものであります。

次の老人クラブ活動等事業につきましては、老人クラブ活動の活性化を図り、生きがいや健康づくりの向上を図るため、老人クラブ連合会や単位老人クラブに支出した補助金であります。

次のシルバーカー購入費助成事業につきましては、高齢者の日常生活での便宜を図るため、購入費の一部を補助するものであります。

次の福寿会及び敬老金支給事業につきましては、高齢者の長寿を祝福し、贈呈する敬老祝金が主なものであります。

次のシルバー人材センター推進事業につきましては、センターの円滑な運営の促進を図るため支出した補助金が主なものであります。

次の高齢者外出支援サービス事業につきましては、車椅子や寝台を使用し、移動している方の通院時やふれあい館利用者の送迎サービスを提供するため、社会福祉協議会に支出した委託料であります。

次の介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護給付費、地域支援事業費等に要する経費に対する繰出金であります。

次に、1つ飛びまして、合併移行経費につきましては、緊急通報装置に関するデータ削除を委託したものであります。

以上で所管関係の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 熊倉健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 私のほうから、歳出の所管部分についての説明を申し上げます。職員給与費及び主要事務事業を除きまして、備考欄の事業について説明申し上げます。

54ページ、55ページをお開きください。3款1項3目国民年金事業費の一般経費につきましても、国民年金に関する郵送料が主なものであります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費であります。次の一般経費につきましても、公用車の維持管理費や医療費助成システムレンタル料等及びチャイルドシート購入費補助金が主なものであります。

次に、放課後児童健全育成事業につきましても、学童保育指導員賃金や学童保育館の床磨き、ワックス業務委託及び岩舟学童エアコン等移設工事費等が主なものであります。

次に、児童扶養手当、特別児童扶養手当関係給付事業につきましても、児童扶養手当、特別児童扶養手当の現況届等の郵送料でございます。

次に、遺児手当につきましても、父母の一方または両親が死亡した遺児に対し月額3,000円の手当を年4回支給するもので、手当の扶助費が主なものであります。

次に、第3子以降誕生祝金につきましても、2人の子供を現に養育し、第3子以上を出産及び町税を滞納していない保護者に5万円の誕生祝金を支給するもので、扶助費が主なものであります。

次の子育て支援センター事業につきましても、臨時職員1名分の賃金、子育て支援講習会講師謝金及び感染症予防のための消毒衛生用品や事務用消耗品購入が主なものであります。

次の子ども・子育て支援事業につきましても、子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査票郵送料及び委託料が主なものであります。

次に、2目の児童措置費であります。次の保育所入所児童委託事業につきましても、保護者の就労及び疾病等により児童を保育できない場合、民間保育所または他市町への保育を委託したものであります。

1つ飛びまして、民間育児サービス事業につきましても、保護者の仕事等の事由により保育できない児童が認可外保育施設を利用する場合は、当該施設が適切なサービスを実施できるよう、保育施設に対し補助金を交付したものであります。

次の民間保育所障害児保育事業につきましても、障がい児を受け入れている民間保育所に対し、適切なサービスが実施できるよう、保育施設に対して補助金を交付したものであります。

次に、子ども手当につきましても、平成24年度子ども手当交付金及び県負担金確定に伴いまして、返還金が主なものであります。

次に、民間保育所運営費等補助金事業につきましても、町内の民間保育所における保育環境の改善、充実化を図るため、補助事業を行う民間保育所に対して補助金を交付したものであります。

続きまして、56、57ページをお開きください。次に、3目の母子福祉費であります。次の一般

経費につきましては、栃木県ひとり親家庭福祉連合会法令外負担金及び岩舟町母子福祉会補助金の支出であります。

次に、4目保育所費であります。1つ飛びまして、一般経費につきましては、いわふね保育園の運営に必要な一般経常経費としまして臨時保育士等の賃金、需用費として、光熱水費や保育料、消耗品、給食用消耗品及び給食の賄い材料費等の購入が主なものであります。

続きまして、58、59ページをお開きください。4款の衛生費中所管部分についてご説明申し上げます。1項1目保険衛生総務費であります。次の一般経費につきましては、栃木地区急患センター運営費等、救急医療運営のための負担金、健康管理システムにかかわる使用料等、健康増進計画策定のために行いましたアンケート調査委託料等が主なものであります。

次の保健委員配置事業につきましては、保健委員88名の報償金が主なものであります。

2つ飛びまして、乳幼児先天性股関節脱臼検診事業費につきましては、股関節脱臼の早期異常発見のために検診を委託したものであります。

次の不妊治療費補助金事業につきましては、不妊治療を受けた夫婦に対しまして治療費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ったものでございます。3件分であります。

1つ飛びまして、合併移行経費につきましては、こども医療費助成事業の合併にかかわる医療費受給資格者証の印刷代が主なものであります。

次に、2目予防費であります。一般経費につきましては、公用車の管理のための燃料費、保険料が主であります。

1つ飛びまして、住民結核検診事業につきましては、感染症予防法に基づきまして結核検診を実施するため、レントゲン検診を委託したものであります。

1つ飛びまして、母子保健訪問指導事業につきましては、保健師、助産師が新生児及び産婦に対しまして家庭訪問による保健指導を行ったもので、助産師の賃金が主なものでございます。

次の母子保健推進員活動事業につきましては、町から委嘱を受けた22名の母子保健推進員の報償費が主なものでございます。

次に、子育て学級事業につきましては、両親学級と育児学級を実施したもので、栄養士、助産師の賃金、母子健康手帳の購入費が主なものでございます。

次の犬の登録、狂犬病予防事業につきましては、狂犬病予防注射済票の交付手数料576頭分、徴収事務委託料10万8,864円及び狂犬病予防注射をお知らせするはがき代7万5,000円が主なものでございます。

次に、3目健康づくり費であります。次の一般経費につきましては、自殺対策強化事業として行った講演会にかかわる講師の報償金、啓発用消耗品が主なものでございます。

続きまして、60、61ページをお開きください。次の健康手帳交付事業につきましては、老人保健事業に基づきまして健康手帳を購入し、40歳及び70歳到達時に配布したものでございます。

次の健康教育事業につきましては、各種健康教室にかかわる医師、栄養士等講師報償金、運動指導委託料が主なものでございます。

次の健康相談事業につきましては、栄養士による病態別栄養相談及び保健師による健康相談を実施したもので、栄養士の賃金及びパンフレット等の消耗品であります。

1つ飛びまして、訪問指導事業につきましては、訪問指導にかかわる衛生用品、消耗品でございます。

次の健康づくり地区組織活動につきましては、健康づくりボランティア団体への活動費の補助及びボランティア研修のための賃金が主なものでございます。

次の健康まつり事業につきましては、健康と福祉及び環境に関する意識を高めるために健康福祉・環境まつりを開催したものでございます。主なものとしましては、駐車場警備委託料、テント等の借上料、案内チラシの印刷製本費であります。

次に、4目環境衛生費であります。一般経費につきましては、岩舟総合支所の電気使用量を監視する電気使用状況監視システム設置工事及び公用車の維持管理費が主なものでございます。

次の空き缶等散乱防止及びごみの不法投棄防止対策事業につきましては、不法投棄のパトロールや回収を行う監視員の4名分の手当及び不法投棄パトロール車の維持管理費が主なものでございます。

次の排水施設等衛生管理事業につきましては、自治会等で行った側溝清掃8カ所の汚泥処理料でございます。

1つ飛びまして、佐野地区衛生施設組合負担金につきましては、佐野斎場の運営や霊柩車の運用等にかかわる費用の負担金であります。

次に、2項1目塵芥処理費であります。一般経費につきましては、参考図書追録代及び栃木県清掃事業連絡協議会への会費であります。

次の塵芥収集事業につきましては、家庭から排出されるごみの収集、運搬委託料及びごみの分別収集カレンダー等の印刷代であります。

次のごみ減量化、リサイクル促進事業につきましては、資源物回収活動を実施した自治会等の69団体に対する報奨金であります。

次の栃木地区広域行政事務組合負担金につきましては、家庭から排出されたごみの処理場であるとちぎクリーンプラザの運営等にかかわる費用の負担金であります。

次に、2目し尿処理費であります。佐野地区衛生施設組合負担金につきましては、し尿処理施設の維持管理にかかわる費用の負担金であります。

次に、66、67ページをお開きください。7款1項1目商工業振興費であります。5行目の消費者行政推進事業につきましては、悪質商法の被害を防止するための啓発品購入代等であります。

次に、飛びまして、80ページ、81ページです。10款4項1目社会教育総務費であります。5行目

の一般経費（人権教育）につきましては、下津原集会所と西根南集会所の電気料や水道料及び鍵管理謝礼等、施設の維持管理費及び集会所運営費の報酬でございます。

次の人権教育推進市町村事業につきましては、集会所事業にかかわる講師謝金及び教材費であります。

次の男女共同参画社会事業につきましては、講座、セミナー参加負担金及び男女共同参画社会講座にかかわる講師謝金、託児報償金等でございます。

以上で歳出の所管部分の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） それでは、続けて、歳入の部分、海老沼生活環境課長、お願いいたします。

○岩舟総合支所生活環境課長（海老沼文明君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

18、19ページをお開きください。

下のほうになります。12款1項1目1節社会福祉費負担金の備考欄、老人ホーム施設入所負担金につきましては、施設入所者の対象収入による階層区分によって定まる自己負担金であります。

次の2節児童福祉費負担金、備考欄1行目、児童福祉費負担金（町立・個人）につきましては、町内公立保育園、いわふね保育園ですが、に入所しております児童の保育料であります。

次の児童福祉費負担金（市立・個人）につきましては、町内民間保育園、すみれ保育園ですが、に入所しております児童の保育料であります。

次の児童福祉費負担金（広域）につきましては、保護者の勤務地が岩舟町にあるため、他市町に住所を有している児童を町内公立保育園で受け入れ保育したもの及び町外保育園に入所している児童の保育料であります。

次の放課後児童保育料負担金につきましては、町内放課後児童クラブ、学童保育館ですが、4館に入館している児童の保育料であります。

次の児童福祉費負担金（町立・個人）につきましては、町内公立保育園を一時預かり利用した児童の利用料であります。

次に、20、21ページをお開きください。13款1項1目3節小野寺ふれあい館使用料につきましては、ふれあい館にあります交流室の施設利用料であります。

中ほどになります。4目4節の集会所使用料につきましては、西根南集会所の施設利用料であります。

次に、2項1目1節総務手数料であります。備考欄1行目、戸籍手数料につきましては、戸籍事務に伴う戸籍謄抄本、証明等の交付手数料、住民基本台帳事務に伴う住民票、謄抄本、証明等の交付手数料でありまして、交付件数は2万1,399件であります。

同じく2目1節環境衛生手数料につきましては、狂犬病予防注射済票の交付手数料及び一般家庭から排出される粗大ごみの収集運搬手数料が主なものであります。

次に、14款1項1目1節の社会福祉費負担金につきましては、身体障がい者自立支援医療給付事

業、障がい者福祉サービス事業、身体障がい者（児）補装具給付事業に対する2分の1の国庫負担金であります。

続きまして、22、23ページをお開きください。備考欄、児童福祉費負担金につきましては、保育園での保育を実施するための事業費、人件費、管理費に対する2分の1の国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、ゼロ歳から中学校修了前までの子供を養育している者に支給する児童手当に対する国庫負担金であります。

次の保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険事業の財政基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金であります。

次の保健衛生費負担金につきましては、未熟児養育医療の給付に対する2分の1の国庫負担金であります。

次に、2項1目1節の社会福祉費補助金につきましては、障がい者程度区分認定審査会、障がい者福祉サービス事業、地域活動支援事業に対する2分の1の国庫補助金であります。

次の感染症予防事業費補助金につきましては、がん検診推進事業に対する2分の1の国庫補助金であります。

以上で所管関係の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 熊倉健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 私のほうから、24、25ページをお開きください。

14款3項1目総務費委託金であります。2節の戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、外国人の中長期在留者居住地届け等事務取り扱い委託費であります。

次の2目民生費委託金であります。社会福祉費委託金につきましては、国民年金事務委託金としまして、国民年金事務に対する事務委託金と国民年金事務の協力や連携に対する事務委託金であります。

次の児童福祉費委託金につきましては、特別児童扶養手当事務取り扱い交付金として、中度または重度の障がい児を監護する保護者に支給しております特別児童扶養手当の認定請求等の事務取り扱いに対する国庫委託金であります。

15款1項1目民生費県負担金であります。次の社会福祉費負担金につきましては、身体障がい者自立支援医療給付事業、障がい者福祉サービス事業、身体障がい者（児）補装具給付事業に対する4分の1の県負担金であります。

次の児童福祉費負担金につきましては、保育園での保育を実施するための事業費、人件費、管理費に対する4分の1の国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、ゼロ歳から中学校修了前までの子供を養育している者に支給する児童手当に対する県負担金であります。

次の保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険の保険基盤安定及び財政基盤の安定化を

図る保険者支援に対する県負担金と後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対します県負担金であります。

次に、2目衛生費県負担金の保健衛生費負担金につきましては、未熟児養育医療の給付に対する4分の1及び徴収基準額の県負担金であります。

次の2項2目民生費県補助金であります。次の社会福祉費補助金につきましては、地域活動支援事業、重度心身障がい者医療費助成事業、在宅福祉事業、低所得利用者対策事業、育児医療費、民生委員推薦会交付金に対する県補助金であります。

次の児童福祉費補助金につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業、放課後児童健全育成事業、産休等代替職員費補助金及び栃木県安心こども特別対策事業補助金として、子育て支援センター事業、保育士等処遇改善臨時特例事業に対する県補助金であります。

続きまして、26、27ページをお開きください。15款2項3目衛生費県補助金であります。保健衛生費補助金につきましては、こども医療対策費補助金としてこども医療費助成に対するもの、妊産婦医療対策補助金として妊産婦医療費助成事業に対するもの、健康増進事業費補助金としまして健康増進事業に対するものの県補助金であります。

次に、15款3項1目総務費委託金であります。2節の戸籍住民基本台帳費委託金につきましては、人口動態調査事務取り扱い委託交付金であります。

次の5節人権推進費委託金につきましては、児童の情操をより豊かにし、人権思想への理解促進を図ることを目的とした人権の花運動に対する事業委託金であります。

続きまして、28、29ページをお開きください。18款1項2目特別会計繰入金であります。介護保険事業特別会計繰入金につきましては、平成24年度介護保険事業の精算に伴いまして、一般会計への繰入金であります。

32、33ページをお開きください。20款4項5目4節雑入であります。所管関係では、古紙類及びアルミ缶の売却料としまして53万8,613円が含まれております。

以上で歳入の所管部分の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第13号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第9、認定第13号 平成25年度岩舟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

海老沼生活環境課長。

○岩舟総合支所生活環境課長（海老沼文明君） それでは、平成25年度岩舟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の122、123ページをお開きください。歳出になりますが、1款1項1目一般管理費であります。一般経費としまして、13節委託料につきましても、レセプトの2次点検委託料、システム改修に要する経費、レセプト等の共同電算処理に係る委託料が主なものであります。

同じく2目連合会負担金につきましても、栃木県国民健康保険団体連合会への負担金であります。

次に、2項1目賦課徴収費であります。11節需用費につきましても、国保税通知書、納付書等の帳票印刷費、13節委託料につきましても保険料計算料が主なものであります。

次に、3項1目運営協議会費につきましても、国保運営協議会委員12人分の報酬が主なものであります。

次のページ、2款保険給付費及び6款介護給付費につきましても、主要事務事業のため、説明は省略させていただき、続きまして、126、127ページをお開きください。中ほどになりますが、3款1項1目後期高齢者支援金につきましても、後期高齢者医療制度への負担金でありまして、国保加入人数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

次に、4款1項1目前期高齢者納付金につきましても、前期高齢者関係業務の負担金でありまして、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであります。

続きまして、128、129ページをお開きください。中ほどになりますが、7款1項1目高額医療費共同事業拠出金につきましても、一般被保険者に係る1件80万円を超える高額な医療費を対象とした県国保連合会を主体とする共同事業でありまして、県国保連合会への負担金であります。

次に、2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、一般被保険者に係る1件30万円を超える高額な医療費を対象とした県国保連合会を主体とする共同事業でありまして、県国保連合会への負担金であります。

続きまして、130、131ページをお開きください。8款1項1目特定健康診査等事業費につきましても、12節役務費は、特定健診受診券郵送料、特定健診結果郵送料が主なものであり、13節委託料は、国保被保険者784人の方が受診された特定健康診査の委託料と特定健康診査を受け、生活習慣の改善が必要な方に行った特定保健指導の委託料が主なものであります。

次に、2項1目保健衛生普及費、備考欄1行目の健康福祉まつり事業につきましても、健康づくりを目的とし、小中学生を対象とし、ポスターの募集を行い、応募者に対する記念品代が主なものであります。

同じく備考欄の3行目、医療費通知事業につきましても、年6回、延べ1万4,702通分の郵送料及び医療費通知に係る電算委託料であります。

次の健康家庭表彰につきましても、過去1年間未受診であった世帯に贈呈した記念品代が主なものであります。

次に、2目疾病予防費につきましても、国保被保険者38人が受検しました人間ドック検診への補

助金であります。

次に、下段になりますが、11款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、一般被保険者に対する保険税の還付金が主なものであります。

次に、132、133ページをお開きください。11款1項3目償還金、備考欄、国・県支出金等返還金につきましては、平成24年度の療養給付費等負担金等について超過分を返還したものが主なものであります。

次の4目一般被保険者還付加算金につきましては、一般被保険者に対する保険税の還付加算金が主なものであります。

以上で歳出の説明は終わります。

続きまして、歳入につきましてご説明しますので、同じく決算書の112、113ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯は2,736世帯、人数は5,062人、収納率は91.3%であります。

次の2節後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、課税世帯、人数は1節と同じであり、収納率は91.2%であります。

次の3節介護給付金分現年課税分につきましては、課税世帯は1,387世帯、人数は1,791人、収納率は89%であります。

次の4節医療給付費分滞納繰り越し分の収納率は19.5%、次の5節後期高齢者支援金分滞納繰り越し分の収納率は19.5%、次の介護給付金滞納繰り越し分の収納率は18.1%であります。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、課税世帯は161世帯、人数は367人、収納率は98.3%であります。

次の2節後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、課税世帯、人数は1節と同じであり、収納率は98.3%であります。

次の3節介護給付金分現年課税分につきましては、課税世帯は213世帯、人数は327人、収納率は98.1%であります。

次の4節医療給付費分滞納繰り越し分の収納率は22.2%、次の5節後期高齢者支援金分滞納繰り越し分の収納率は22.6%、次の6節介護納付金滞納繰り越し分の収納率は19.9%であります。

続きまして、114、115ページをお開きください。3款1項1目督促手数料につきましては、保険税の督促手数料、1件70円分であります。

次に、4款1項1目療養給付費等負担金につきましては、現年度分としまして、一般被保険者の療養給付費等、介護納付金、後期高齢者支援金に対しまして、負担基本額の100分の32を国が負担したものであります。

次の2目高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会が行う1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業の拠出金について4分の1を国が負担したものであります。

次の3目特定健康診査負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の3分の1を国が負担したものであります。

次に、2項1目財政調整交付金につきましては、普通調整交付金として、保険者間の財政力の不均衡を調整するために国から交付されたものであります。

次に、5款1項1目療養給付費等交付金につきましては、現年度分としまして、退職被保険者等に係る療養給付費等の支払いのために社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

続きまして、116、117ページをお開きください。6款1項1目前期高齢者交付金につきましては、備考欄、現年度分として、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るため財政調整を行うものでありまして、前期高齢者の加入率が全国平均を上回っているため、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

次に、7款1項1目高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会が行う1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業の拠出金について4分の1を県が負担したものであります。

次の2目特定健康診査負担金につきましては、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用の3分の1を県が負担したものであります。

次に、2項2目県財政調整交付金につきましては、安定化調整交付金としまして、一般被保険者に係る保険給付費等に対し県より交付されているものであります。

次に、8款1項1目高額医療費共同事業交付金につきましては、各保険者の財政運営の不安定を緩和するため、一般被保険者の1件80万円を超える高額な医療を対象とした共同事業の交付金でありまして、国保連合会から交付を受けたものであります。

次の2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国保財政の安定化、負担の平準化を図るため、一般被保険者の1件30万円を超える医療費を対象とした共同事業の交付金でありまして、国保連合会から交付を受けたものであります。

次に、9款1項1目利子及び配当金につきましては、保険財政調整基金から生じた預金利子であります。

次に、10款1項1目一般会計繰入金であります。次のページをお開きください。118、119ページになります。1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、低所得者への保険税を軽減した分について一般会計からの繰入金であります。

次の2節保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、低所得者への保険税を軽減した保険者に対して一般会計からの繰入金であります。

次の3節出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金に対する一般会計からの繰入金であります。

次の4節財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者層の割合、高齢者の割合が高いな

ど保険者の責めに帰さない財政需要に対し、地方交付税として国から措置されたものを一般会計から繰り入れたものであります。

次の5節その他一般会計繰入金につきましては、事務費等に対する繰入金、歳入不足を補填するための繰入金が主なものであります。

次に、2項1目財政調整基金繰入金につきましては、平成25年度国保の運営に必要な財源として保険財政調整基金を取り崩し、繰り入れたものであります。

次に、11款1項2目その他繰越金につきましては、前年度の決算剰余金を繰り越したものであります。

次に、12款1項1目一般被保険者延滞金につきましては、一般被保険者の保険税滞納に係る延滞金であります。

続きまして、120、121ページをお開きください。12款4項2目一般被保険者第三者納付金につきましては、現年度分としまして、一般被保険者に係る交通事故による第三者からの納付金20件分であります。

次に、4目一般被保険者返納金につきましては、現年度分として、一般被保険者からの返納金12件分であります。

次に、6目雑入につきましては、医療費等の支給に係る国が支払う一部負担金等の一部に相当する額と栃木県国保連合会からの剰余金として交付されたものが主なものとなっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、実質収支に関する調書につきましてご説明いたしますので、同じく決算書の137ページをお開きください。実質収支に関する調書としまして、1の歳入総額は18億5,248万円、2の歳出総額は19億2,668万円、3、歳入歳出差引額は7,420万円のマイナスとなっております。4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、この実質収支額は7,420万円のマイナスとなっております。

以上が実質収支に関する調書となります。

続きまして、財産に関する調書につきましてご説明いたします。141ページをお開きください。横開きなのですが、財産に関する調書、1、基金、(1)国保財政調整基金でございます。前年度末現在高4,386万8,816円、決算年度中増減高2,299万642円の減、決算年度末現在高2,087万8,174円でございます。

以上で岩舟町の平成25年度国民健康保険事業特別会計決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 3時10分)

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

◎認定第14号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第10、認定第14号 平成25年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

海老沼生活環境課長。

○岩舟総合支所生活環境課長（海老沼文明君） それでは、平成25年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、決算書の156、157ページをお開きください。歳出になります。1款1項1目一般管理費であります。12節役務費につきましては保険証の郵送料、13節委託料につきましては後期高齢者医療システムの保守委託料が主なものであります。

次に、2項1目徴収費であります。11節需用費につきましては、保険料通知書、納付書等の帳票印刷費であり、12節役務費につきましては通知等の郵送料、13節委託料につきましては後期高齢者医療計算書が主なものであります。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、町で受け入れた保険料と低所得者の保険料軽減分を県広域連合に納付した負担金であります。

次に、3款1項1目後期高齢者健診事業費であります。13節委託料につきましては医療機関への健康診査委託料と、次の158、159ページになりますが、19節負担金補助及び交付金につきましては、健診データ管理業務の拠出金及び県広域連合への負担金が主なものであります。

以上が歳出の説明となります。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。決算書の152、153ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料、1節後期高齢者医療特別徴収保険料につきましては、年金天引き分として、被保険者数2,057人、収納率は100%であります。

152、153ページになります。次の2目後期高齢者医療普通徴収保険料、1節後期高齢者医療普通徴収保険料につきましては、普通徴収分として、被保険者数378人、収納率は98.5%であります。

同じく2節後期高齢者医療普通徴収保険料滞納繰り越し分につきましては、滞納繰り越し分として、被保険者数7人、収納率は20.1%であります。

次に、2款1項2目督促手数料、243件につきましては保険料の督促手数料であります。

次に、4款1項1目事務費繰入金につきましては、事務費に対します一般会計からの繰入金であります。

次の2目保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の低所得者軽減分に対します一般会計から

の繰入金であります。

次に、154、155ページをお開きください。5款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金であります。

次に、6款1項1目延滞金につきましては、保険料の延滞金であります。3人分になります。

次に、下のほうになりますが、6款3項4目雑入につきましては、健康診査委託料及びその事務費に対します栃木県後期高齢者医療広域連合からの負担金であります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、決算書の163ページをお開きください。実質収支に関する調書になります。ご説明いたします。1の歳入総額は1億5,756万6,000円、2の歳出総額は1億5,413万3,000円、3の歳入歳出差引額は343万3,000円となっております。

4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額は343万3,000円となっております。

6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額であります。歳入に編入することなく、直ちに基金に繰り入れたものはございませんでした。

以上で岩舟町の平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第15号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第11、認定第15号 平成25年度岩舟町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

熊倉健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 私のほうから、岩舟町介護保険事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。決算書の182、183ページをお開きください。1款の総務費の1項1目一般管理費の一般経費につきましては、被保険者証や支払い通知書の郵送料、介護保険システム保守委託料など介護保険事務に要した事務費であります。

次に、職員給与費につきましては、本会計において予算措置しております職員5名分の給与等の人件費であります。

次の2目連合会負担金につきましては、栃木県国民健康保険団体連合会が共同処理を行う第三者行為損害賠償求償事務の手数料でございます。

次の2項徴収費の1目賦課徴収費につきましては、帳票印刷代や納付書の郵送料など賦課徴収事務に要した事務費であります。

次の3項介護認定審査会費の1目介護認定審査会費につきましては、介護認定の審査判定を行う機関として、保健、医療、福祉、学識経験者等の12名で構成される介護認定審査会の開催にかかる報酬が主なものでございます。

次の2目認定調査等費につきましては、介護認定調査員の5名分の賃金及び主治医意見書作成手数料など介護認定調査に要した経費であります。

続きまして、184、185ページをお開きください。4項1目趣旨普及費につきましては、介護保険の趣旨普及用パンフレットの印刷代が主なものでございます。

次の5項1目計画策定委員会費につきましては、介護保険の施策並びに円滑な運営に資するための機関として、被保険者、公益、介護サービス事業者の代表で構成される介護保険運営協議会の開催にかかる報酬が主なものでございます。

1つ飛びまして、続きまして、190、191ページをお開きください。3款の財政安定化基金拠出金につきましては、支出はありませんでした。

次の4款基金積立金の1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度の精算による保険料の剰余金、基金運用利子等による介護給付費準備基金積立金であります。

5款につきましては、省略いたします。

続きまして、192、193ページをお開きください。6款の公債費並びに7款予備費につきましては、支出はありませんでした。

次の8款諸支出金の1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、保険料の過年度還付金であります。

次の2目償還金につきましては、前年度の介護納付金交付金、国庫、県負担金について、負担基本額より実績が下回ったことによりまして返還金があります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入のご説明をいたします。174、175ページをお開きください。1款1項1目保険料につきましては、収入済額2億6,082万6,748円、収入未済額が309万6,032円であります。また、収入済額は前年に比較しまして978万7,338円の増であります。率にしまして、3.9%上回っております。

次に、2款1項2目督促手数料につきましては、1件70円で299件であります。

次の3款1項1目介護給付費負担金の現年分につきましては、国からの介護給付費負担金で、交付率につきましては、居宅給付分20%、施設等の給付分が15%になっております。

次の2項1目調整交付金の現年分につきましては、保険者間の財政力の不均衡を調整するため国から交付されるもので、旧岩舟町の交付率は4.8%になっております。

次の2目地域支援事業交付金（介護予防事業）につきましては、交付率25%と次の3目、同事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、交付率39.5%の地域支援事業に係る国からの交付金であ

ります。

続きまして、176、177ページをお開きください。次の4目介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る国からの補助金であります。

次の4款1項1目介護給付費交付金の現年分につきましては、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、交付率は保険給付費の29%であります。

次の2目地域支援事業支援交付金の現年分につきましては、地域支援事業に係る交付金で、1目の介護給付費と同額の支払基金からの交付金であります。

次の5款1項1目介護納付金負担金の現年分につきましては、県からの介護給付費負担金で、交付率につきましては、居宅給付分12.5%、施設等給付分が17.5%になっております。

次の3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）につきましては事業費の12.5%、次の2目、同事業交付金（包括的支援事業・任意事業）が19.75%の交付率であります。

次の6款1項1目利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金から生じた利子であります。

7款給付金につきましては、収入はありませんでした。

続きまして、178、179ページをお開きください。8款1項1目介護給付費繰入金につきましては、町負担分としまして介護給付分12.5%の交付率であります。

次の2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）は事業費の12.5%、3目の（包括的支援事業・任意事業）は20%の交付率であります。

次の4目その他一般会計繰入金につきましては、人件費及び事務費等に係る費用を町負担分としてそれぞれ繰り入れたものでございます。

次の2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険運営に必要な財源としまして、基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

次の9款1項1目繰越金につきましては、平成24年度決算確定に伴いまして、前年度の繰越金でございます。

次の10款1項1目第1号被保険者延滞金につきましては、第1号被保険者の介護保険料滞納にかかわる延滞金でございます。

続きまして、180、181ページをお開きください。次の3項4目返納金につきましては、事業者に対する会計検査院の实地検査の結果、算定誤りの判定によりまして返還があったものでございます。

次の5目雑入につきましては、平成24年度介護手当の支払い誤謬による戻し入れが主なものでございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして、実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。199ページをお開きください。歳入総額13億4,675万5,000円、歳出総額12億6,923万6,000円、歳入歳出差引額7,751万9,000円

となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額、同額の7,751万9,000円になりました。

続きまして、203ページをお開きください。財産に関する調書についてご説明申し上げます。基金としまして、前年度末現在高5,795万7,504円、決算年度中の増減高ということで、137万2,489円の増ということで、決算年度末現在高が5,932万9,993円になりました。

以上で介護保険事業特別会計決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第20号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第12、認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

海老沼生活環境課長。

○岩舟総合支所生活環境課長（海老沼文明君） それでは、平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算について、所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

岩舟町の平成26年度歳入歳出決算書をご用意ください。別冊になります。なお、平成26年4月5日の合併に伴い、4月1日から4日までの4日分の決算となります。所管関係の歳出につきましては執行がありませんでしたので、歳入につきましてご説明申し上げます。

それでは、決算書の20、21ページをお開きください。13款2項1目1節総務手数料であります、備考欄1行目、戸籍手数料につきましては、戸籍事務に伴う戸籍謄抄本、証明等の交付手数料、住民基本台帳事務に伴う住民票、謄抄本、証明等の交付手数料でありまして、交付件数は262件であります。

次に、2目1節環境衛生手数料につきましては、犬の登録料及び一般家庭から排出される粗大ごみの収集運搬手数料であります。

以上で岩舟町の平成26年度一般会計歳入歳出決算書の所管部分について説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第21号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第13、認定第21号 平成26年度岩舟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

海老沼生活環境課長。

○岩舟総合支所生活環境課長（海老沼文明君） それでは、平成26年度岩舟町国民健康保険事業特別

会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。こちら、平成26年4月5日の合併に伴いまして、4日分の決算となっております。

初めに、歳出につきましては執行がありませんでしたので、歳入につきましてご説明申し上げます。それでは、決算書の74、75ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、4節医療給付費分滞納繰越分、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分、6節介護納付金分滞納繰越分における滞納繰越保険税の納入であります。

次に、下のほうになりますが、3款1項1目督促手数料につきましては、保険税の督促手数料であります。10件分となります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、実質収支に関する調書につきましてご説明いたします。同じく決算書の95ページをお開きください。実質収支に関する調書、国民健康保険会計です。1の歳入総額は23万7,000円あります。

2の歳出総額はございませんでしたので、3の歳入歳出差引額は23万7,000円となりました。

4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、この実質収支額は23万7,000円となっております。

6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額であります。歳入に編入することなく、直ちに基金に繰り入れたものはございませんでした。

続きまして、財産に関する調書につきましてご説明いたします。決算書の99ページをお開きください。横開きになりますが、財産に関する調書になります。1、基金、(1)で国保財政調整基金でございます。前年度末現在高は2,087万8,174円です。決算年度中の増減高はゼロ円、決算年度末現在高は2,087万8,174円でございます。

以上で岩舟町の平成26年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第22号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第14、認定第22号 平成26年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

海老沼生活環境課長。

○岩舟総合支所生活環境課長（海老沼文明君） それでは、平成26年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

同じく決算書103ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、平成26年4月5日の合併に伴いまして、4月1日から4日までの4日分の決算となっております。

すが、歳入歳出とも執行はありませんでした。

なお、執行がありませんでしたので、実質収支に関する調書につきましてもございませんでした。

以上で岩舟町の平成26年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎認定第23号の上程、説明

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第15、認定第23号 平成26年度岩舟町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明聴取についてを議題といたします。

当局から説明をお願いします。

熊倉健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） では、私のほうから、平成26年度岩舟町介護保険事業特別会計決算についてご説明申し上げます。介護保険につきましても、4日分ということの決算になります。

最初に、歳出についてご説明申し上げます。決算書の136、137ページをお願いします。支出額、済み額がありませんでしたので、ゼロになっております。

次に、歳入につきましてもご説明申し上げます。130、131ページをお開きください。1款1項1目保険料につきましても、滞納繰り越し分の保険料の納入がありました。ということで、金額になっております。

続きまして、実質収支に関しましての調書につきましてもご説明申し上げます。147ページをお開きください。1の歳入総額1万円、歳出総額ゼロ、歳入歳出差引額1万円でございます。

4の翌年度への繰り越し財源ですか、こちらはございませんでした。

5の実質収支額1万円でございます。

続きまして、財産に関する調書につきましてもご説明申し上げます。151ページをお開きください。基金ということで、現金、前年度末現在高5,932万9,993円です。増減高はありませんでした。年度現在高5,932万9,993円でございます。同額になっております。

以上で平成26年度介護保険事業特別会計決算書の説明を終わります。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本日の案件につきましては、9月16日に開催する常任委員会において審査願うこととなりますので、聞き置く程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） 以上で民生常任委員会を終了いたします。

（午後 3時52分）